

御所市バリアフリー基本構想

令和5(2023)年3月策定



御所市



はじめに

今、わが国では、少子高齢化による人口減少が急速に進行しており、本市においても、市の人口に占める 65 歳以上の高齢者数(高齢化率)は、令和 2(2020)年に 42%を超えました。また、加齢によって移動が困難になる方や障がいのある方などが、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるよう、誰にとってもやさしく、安全で安心な生活環境を整備することが求められています。



こうしたことから、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称、バリアフリー法)」に基づき、本市のバリアフリー化の方針を示した「御所市バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

この基本構想では、御所駅周辺を重点整備地区として定め、地区内のバリアフリー化の整備内容や、「心のバリアフリー化」の推進に向けたソフト面の取組のような本市全体で取り組むバリアフリー化方策を定めています。

今後は、この基本構想に基づき、市民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、誰もが安心・安全に移動できる環境づくりの実現に向け、まちのバリアフリー化に取り組んで参ります。

最後に、本基本構想の策定にあたり、ご尽力をいただきました「御所市バリアフリー推進協議会」の委員の皆様をはじめ、現地調査やヒアリング、まち歩き点検調査などにご協力をいただきました、市民、関係団体、関係機関の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

御所市長 東川 裕

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 基本構想の概要..... | 1 |
| 1-1. 基本構想策定の背景と目的..... | 1 |
| 1-2. 本市がめざすまちの姿とバリアフリー化の基本理念..... | 2 |
| 1-3. 基本構想の位置づけ..... | 2 |
| 1-4. 計画期間..... | 3 |
| 1-5. 基本構想の構成..... | 3 |
| 第2章 御所市の状況と課題..... | 4 |
| 2-1. 市域の現況整理..... | 4 |
| 2-2. 課題の整理..... | 22 |
| 第3章 バリアフリー化の方針..... | 24 |
| 3-1. 基本方針..... | 24 |
| 3-2. 整備の際に準拠する基準等..... | 25 |
| 3-3. バリアフリー化のポイント..... | 25 |
| 第4章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定..... | 27 |
| 4-1. 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の概要..... | 27 |
| 4-2. 重点整備地区の設定..... | 28 |
| 4-3. 生活関連施設・生活関連経路の設定..... | 31 |
| 4-4. 重点整備地区図..... | 35 |
| 4-5. 重点整備地区における施設・経路の現状..... | 36 |
| 第5章 事業計画..... | 46 |
| 5-1. 事業の全体像..... | 46 |
| 5-2. 事業設定について..... | 47 |
| 5-3. 重点整備地区における実施事業..... | 49 |
| 5-4. 市全体にかかる実施事業..... | 64 |
| 第6章 バリアフリー化の推進に向けて..... | 67 |
| 6-1. 市民、事業者、行政の協働..... | 67 |
| 6-2. 推進体制..... | 68 |
| 6-3. 進行管理..... | 68 |
| 【参考資料】..... | 69 |
| 1. 用語の説明..... | 69 |
| 2. ヒアリング調査、まち歩き点検調査の概要..... | 74 |
| 3. 障がい者とユニバーサルデザインに関するマーク..... | 82 |
| 4. バリアフリー法の概要..... | 85 |
| 5. 基本構想策定の過程..... | 87 |

第1章 基本構想の概要

1-1. 基本構想策定の背景と目的

1-1-1. 基本構想策定の背景

我が国では、急速な高齢化の進行とともに本格的な人口減少社会を迎えており、「高齢社会白書(内閣府、令和 3(2021)年度版)」によると、令和 2(2020)年の高齢化率は 28.8%となり、今後も上昇すると推計されています。このように人口減少と高齢化が進む中、本市においても人口の減少と高齢化の進行が予想されます。

このような状況の中、国では高齢者、障がい者等の自立した生活を確保するため、移動や施設利用上の利便性・安全性の向上を目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18(2006)年)」(以下、バリアフリー法という)を定め、公共交通機関(旅客施設・車両等)、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化を総合的に推進しています。また、東京五輪・パラリンピックを契機としてバリアフリー法が改正され、更なるバリアフリー化が推進されているところです。

本市においても、第 4 期御所市障害者福祉長期計画など、障がい福祉、高齢福祉、子育て、教育といった各分野でバリアフリーに関連する取組を進めていますが、高齢者・障がい者等が安心・安全に移動できる環境を作るため、更なるバリアフリー化の推進が求められています。

1-1-2. 基本構想策定の目的

本基本構想は、障がい者等の当事者参画のもと、本市全体のバリアフリー化に対する方向性を示すとともに、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を選定し、公共交通機関、道路、建築物等について、重点的かつ一体的なバリアフリー化を行うことで、市域のバリアフリー化を進めていくことを目的としています。

1-2. 本市がめざすまちの姿とバリアフリー化の基本理念

御所市では、御所市第 6 次総合計画を策定し、将来像である「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」の実現に向け、「誰もが元気で豊かに暮らせるまち」、「安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち」を含む 7 つの分野別の方針を掲げて取り組んでいます。

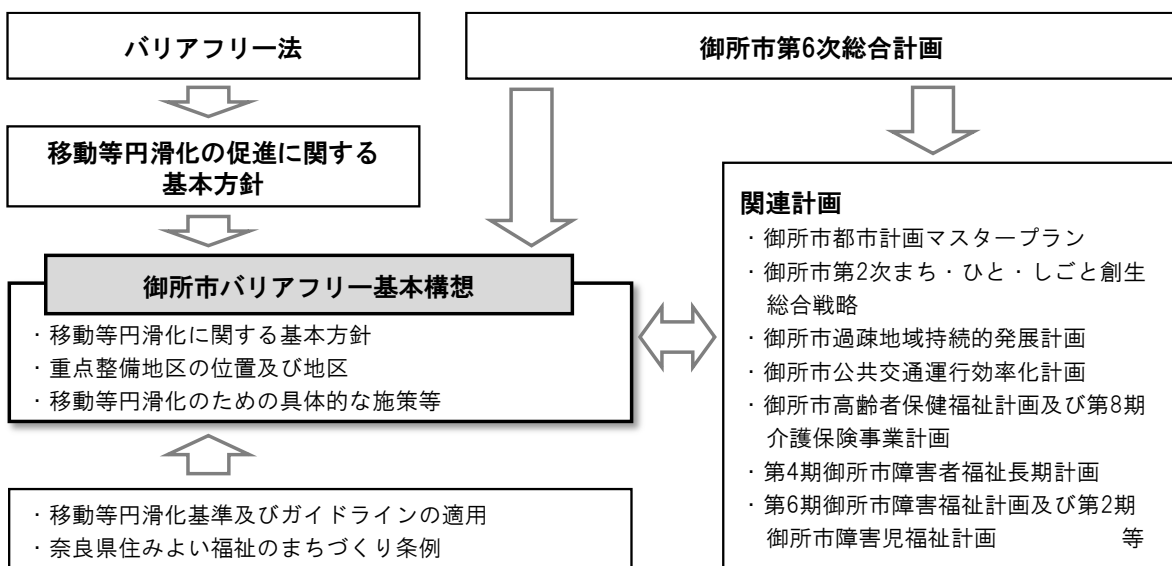
市民が元気で豊かに、住みたいと感じるまちをつくるために、高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れの方など、「誰もが安心・安全に移動できる環境づくり」が必要であることから、これをまちのバリアフリー化を推進するための根本的な考え方(理念)として設定します。

【バリアフリー化の基本理念】

誰もが安心・安全に移動できる環境づくり

1-3. 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに「御所市第 6 次総合計画」の都市将来像である「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまちごせ～」をはじめとし、「御所市都市計画マスタープラン」等のまちづくりに関する計画や「御所市高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」等の福祉に関する計画等と整合を図ります。



図：計画の位置づけ

1-4. 計画期間

本基本構想の計画期間は「令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度」までとします。

【御所市バリアフリー基本構想の計画期間】

令和 5 (2023) 年度 ~ 令和 14 (2032) 年度 (10 ヲ年)

1-5. 基本構想の構成

本基本構想は、バリアフリー法や国の「移動等円滑化推進方針・バリアフリー基本構想策定に関するガイドライン」に示された明示すべき事項、留意事項を参考とし、以下の内容について記載します。

| | |
|-----------|--|
| 計画の 大要 | 第 1 章 基本構想の概要 背景・目的・期間等の計画の概要を示します。 |
| 現状 把握 | 第 2 章 御所市の状況と課題 御所市の現状を示し、課題を明確化します。 |
| 方針 設定 | 第 3 章 バリアフリー化の方針 課題に対する対策の方針を示します。 |
| | 第 4 章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定 重点的にバリアフリー化対策を行う地区・施設・経路を設定します。 |
| 実施 内容 | 第 5 章 事業計画 方針を踏まえて、具体的なバリアフリー化対策を示します。 |
| 計画の 運用 | 第 6 章 バリアフリー化の推進に向けて 計画を推進するにあたって、必要な推進方策を示します。 |

図:基本構想の構成

第2章 御所市の状況と課題

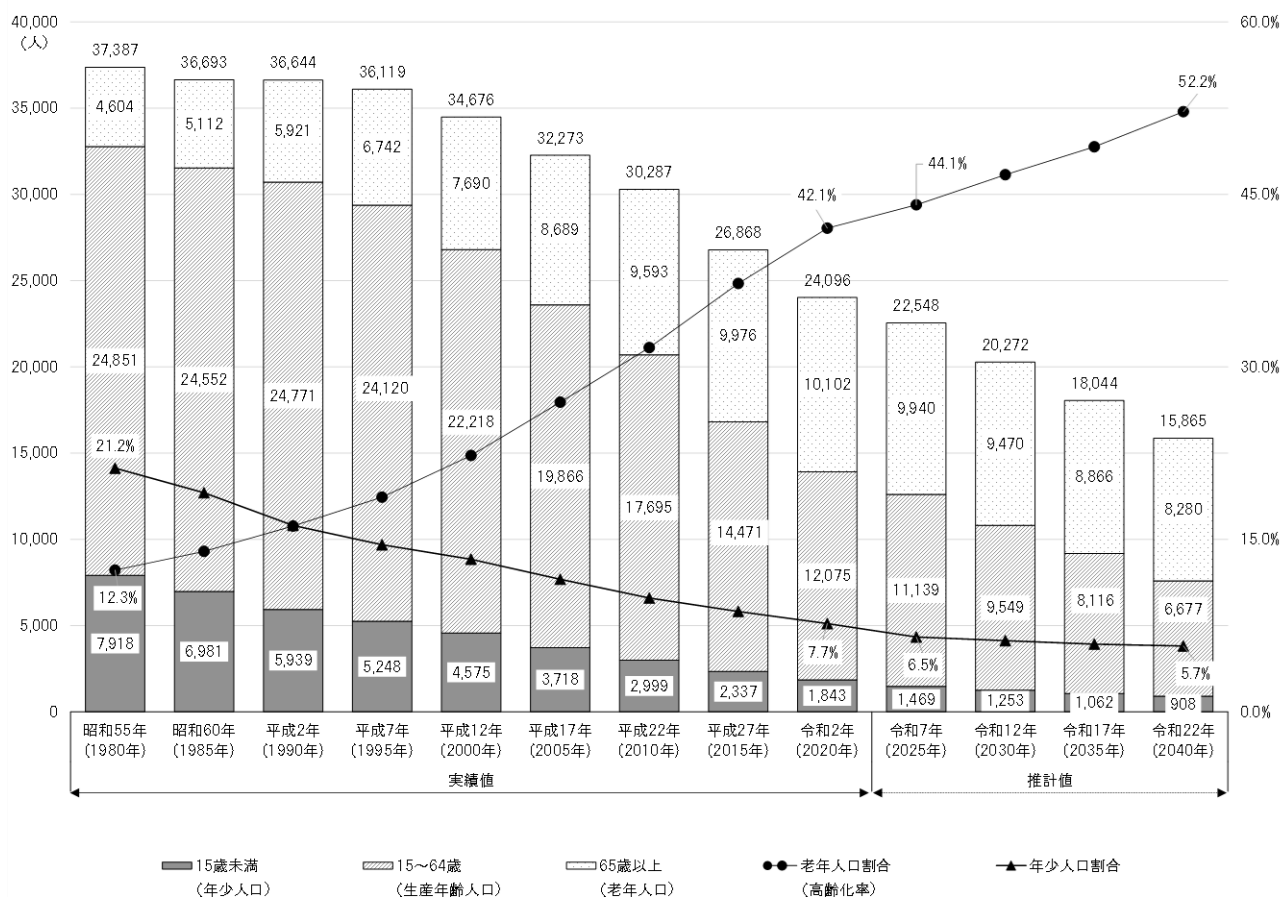
2-1. 市域の現況整理

2-1-1. 人口の状況

(1)御所市の人口推移

本市の総人口は年々減少しており、総務省統計局「国勢調査」によると、令和 2(2020)年には 24,096 人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」によると、令和 22(2040)年には人口が 16,000 人程度となることが予想されています。

人口を年少(15 歳未満)・生産年齢(15~64 歳)・老年(65 歳以上)の 3 つに分けてみると、年少人口割合の減少と老年人口割合の増加という、少子高齢化の進行が予想されます。特に高齢化率は、直近(令和 2(2020)年)の値で 42.1%となっています。



実績値: 国勢調査(各年)

推計値: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

図: 御所市の人口推移

(2)市内の人口分布

市内の人口分布をみると、市の北部に人口が集中しており、特に御所駅(近鉄・JR)や市役所周辺が多くなっています。

一方で、市の中南部の人口は少なく、国道 24 号、県道御所香芝線(山麓線)、鉄道沿線に分布しています。

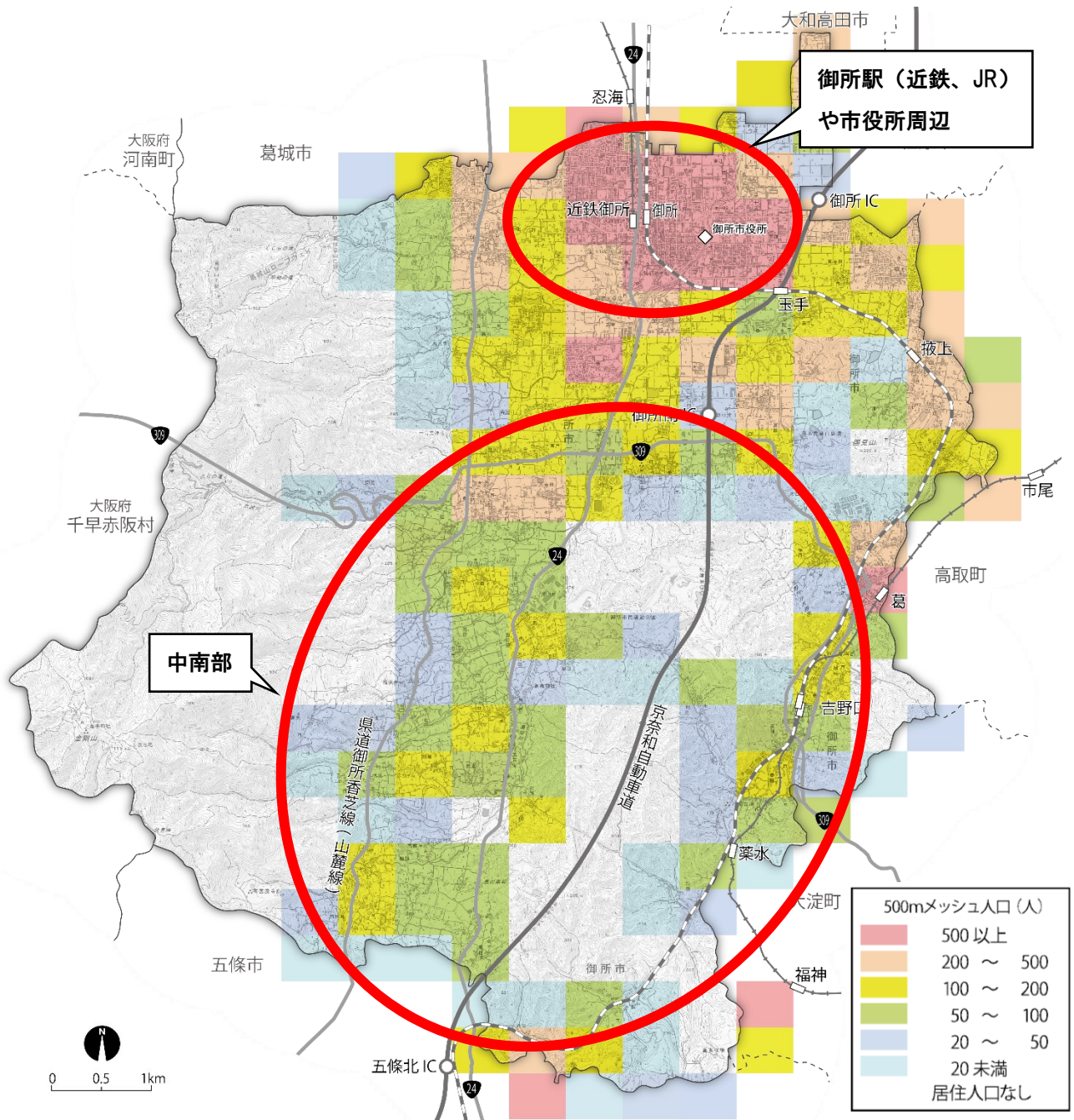
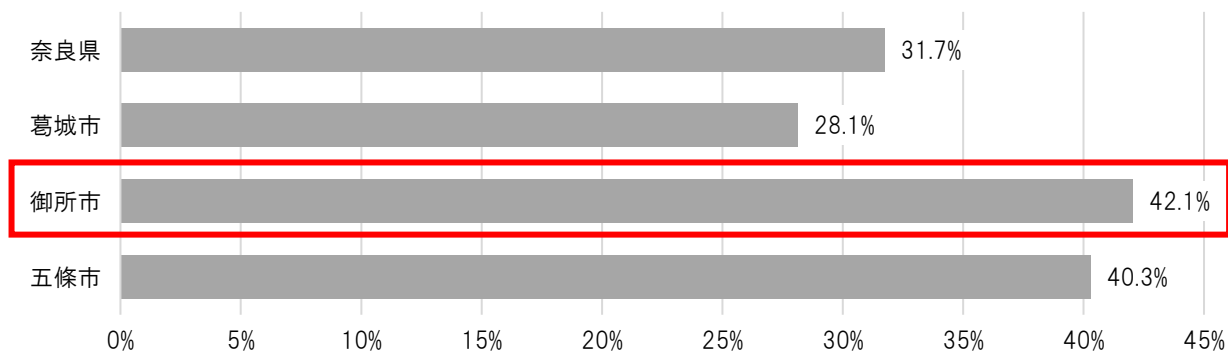


図:御所市の人口分布の状況

(3)高齢者の状況

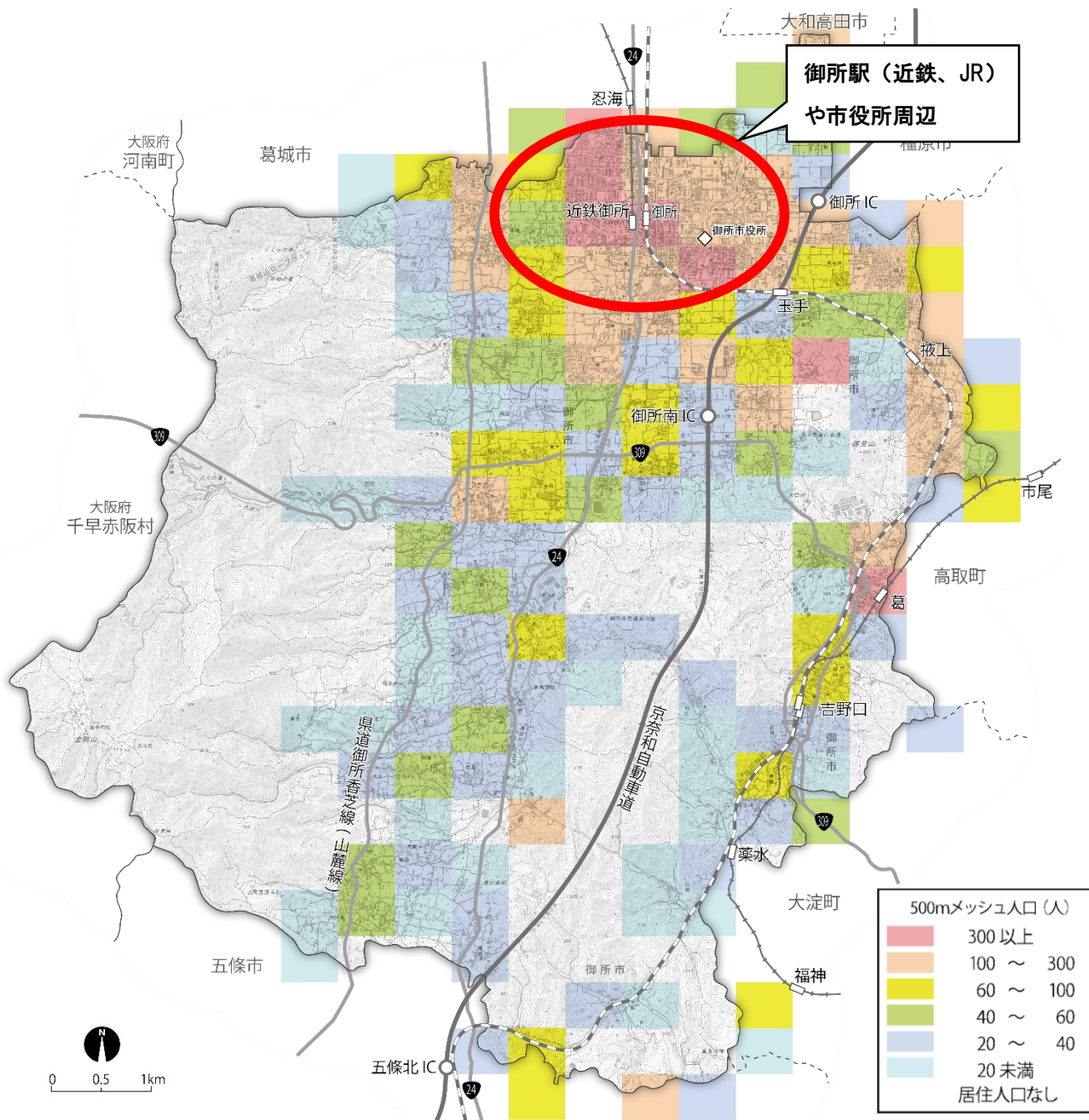
人口に占める高齢者(65 歳以上)の割合である高齢化率は、奈良県や周辺他市と比べて高い状況です。



資料:令和 2 年国勢調査

図:奈良県及び周辺他市と御所市の高齢化率

また、高齢者の分布をみると、市の北部に高齢者が集中しており、特に御所駅(近鉄・JR)や市役所周辺が多くなっています。

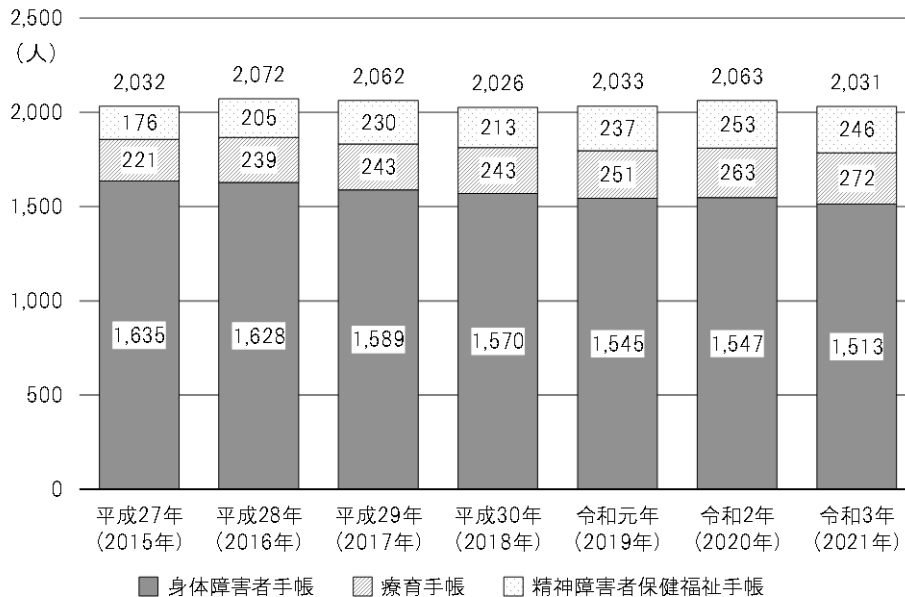


※メッシュ人口(高齢者数)は令和2年国勢調査による。

図:御所市の高齢者の分布の状況

(4)障がい者の状況

本市の障がい者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいにあります。また、個々の障がい者手帳の所持者数を見ると、身体障害者手帳所持者数は年々減少しています。一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあります。



資料：福祉課(各年 4 月 1 日時点)

図：御所市の障がい者手帳所持者数の推移(手帳種別)

用語について

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。原則、更新はありませんが、障がいの状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがあります。

療育手帳

療育手帳は、児童相談所(18歳未満)又は知的障害者更生相談所(18歳以上)において、知的障がい(知的能力と社会生活への適応能力が低いことで日常生活における困難が生じている状態)があると判定された方に交付される手帳です。

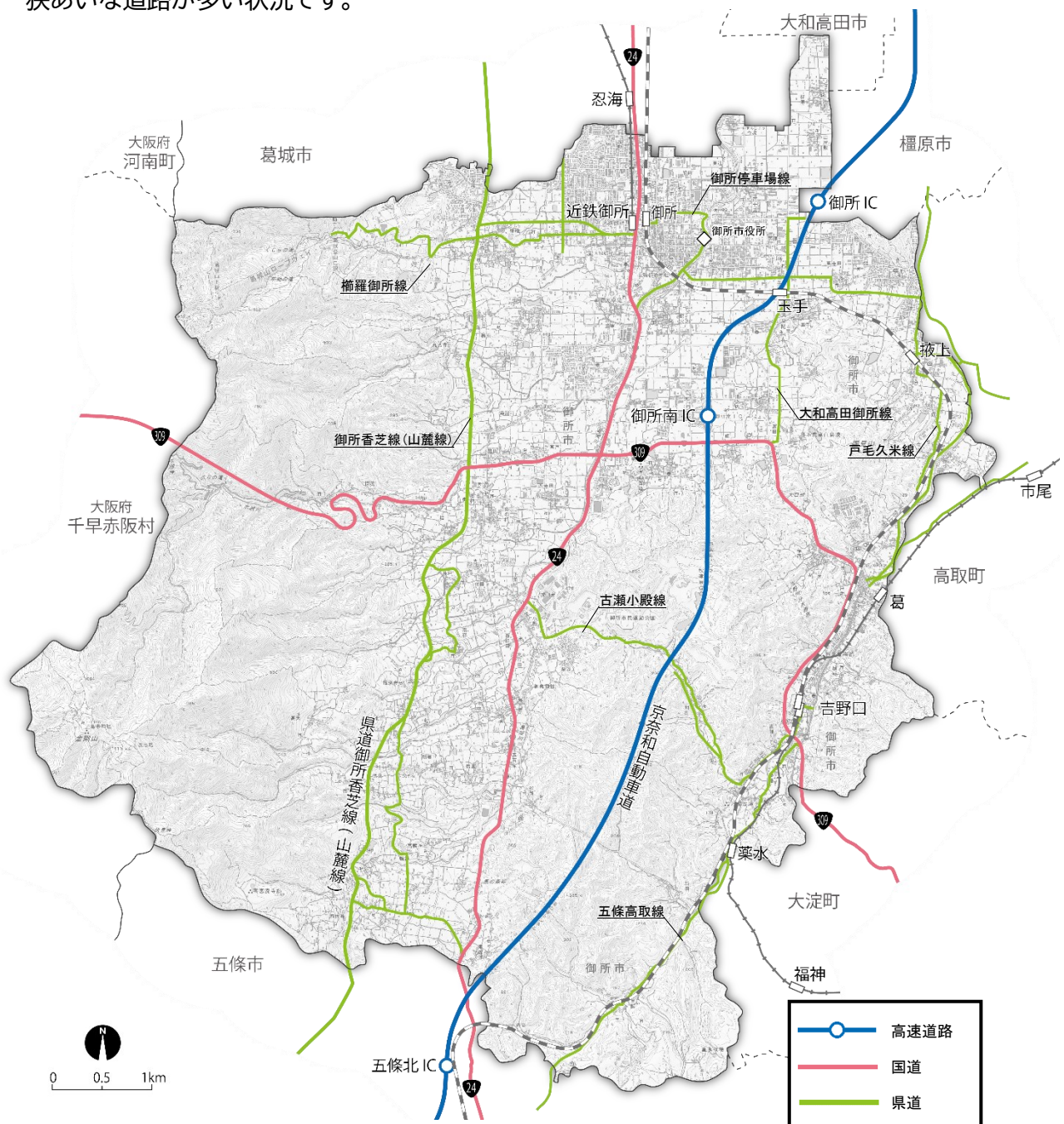
精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態(精神疾患により、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態)にあることを認定するものです。精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

2-1-2. 交通の状況

(1)道路の状況

本市では、平成 27(2015)年 3 月に京奈和自動車道の御所インターチェンジから御所南インターチェンジが開通しました。平成 29(2017)年 8 月には、御所南インターチェンジから五條北インターチェンジ間が開通し、近隣市及び他府県への利便性が高くなりました。また、国道 24 号が市の中央部を南北に、県道御所香芝線(山麓線)が市の西側を南北に通過しており、その他に国道 309 号、県道檜羅御所線、御所停車場線、高田御所線、戸毛久米線、古瀬小殿線、五條高取線等で市内ネットワークを形成しています。一方で、主要道路以外の生活道路などは、狭あいな道路が多い状況です。



図：御所市の道路の状況

(2)公共交通の概況

① 現況の公共交通

本市では、鉄道網として、近鉄御所線、近鉄吉野線、JR 和歌山線の 3 路線があり、全ての路線が単線です。鉄道駅は、近鉄御所駅をはじめ 7 駅があり、吉野口駅は JR と近鉄の共同使用駅となっています。

バス網としては、路線バスが奈良交通により運行されており、近鉄御所駅前バス停を起終点、もしくは経由するルートで運行しています。

タクシーとしては、御所市内に営業所のある会社として「サワタクシー(株)」と「(株)サンキュータクシー」があり、どちらも近鉄・JR 御所駅前に立地しています。

また、本市では北部でコミュニティバスを、南部では予約制のデマンドタクシーを導入し、それぞれの地域のニーズに対応した公共交通を運行できるよう、実証運行を行っています。

以上のように、本市の公共交通ネットワークは近鉄・JR 御所駅を中心に構築されています。

② 公共交通の再編計画

現在、本市では持続可能な公共交通の構築に向けて、公共交通の再編等を進めています。これまで市全域を運行していたコミュニティバスを市北部に集約することで、移動時間の短縮や運行本数の増加に対応した利便性の高いものに再編します。また、市南部は、少ない需要に応じた輸送密度がコンパクトで利便性の高い停留所方式の運行形態となるデマンド交通を導入し、令和5年1月11日から令和6年3月31日まで実証運行を行っています。

今後は、実証運行で得られた利用状況データやアンケート結果を基に、令和6年4月から本格運行を予定しております。

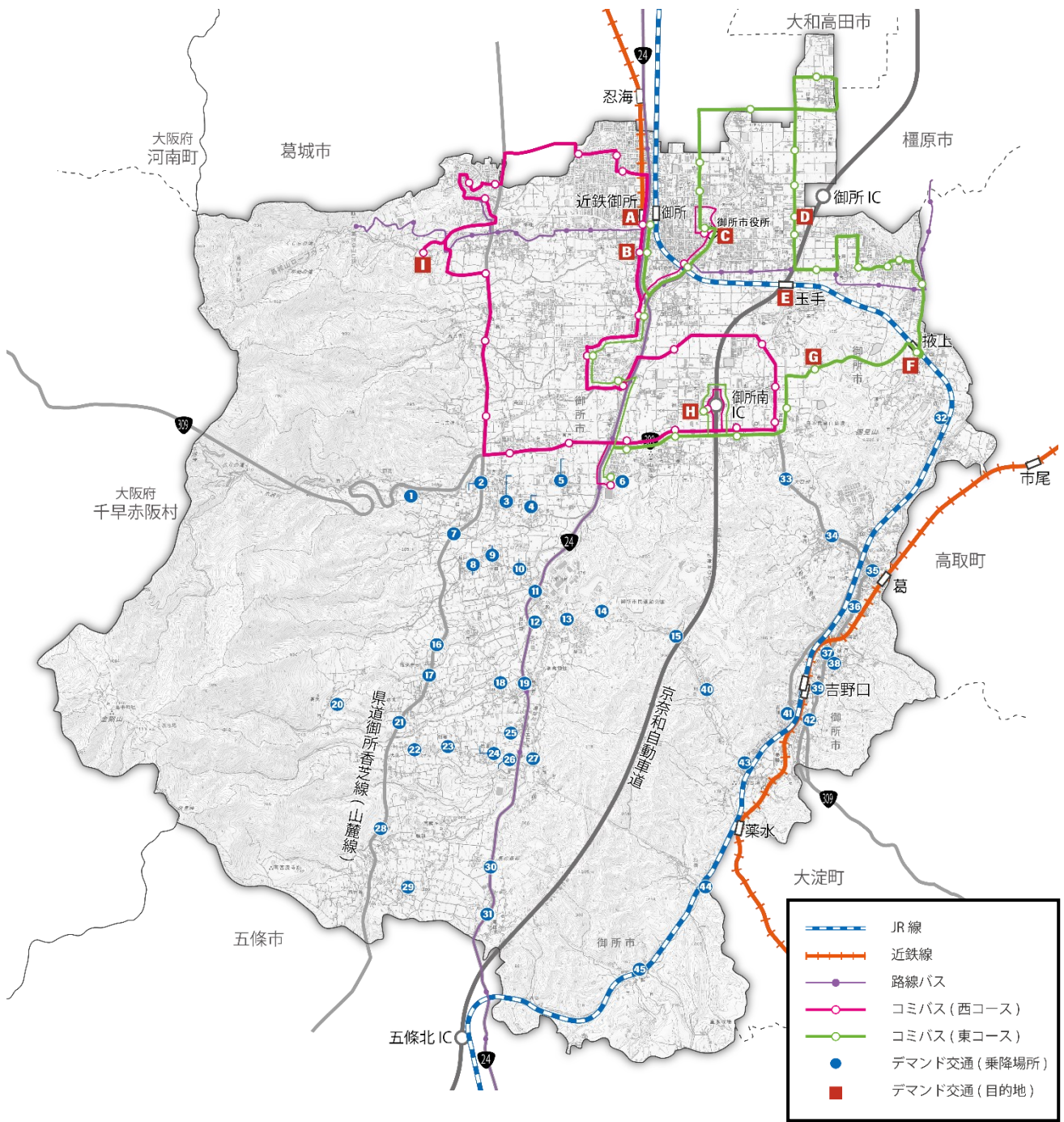


図:御所市の公共交通ネットワークの状況

(令和 5(2023)年 1月~令和 6(2024)年 3月 実証運行期間)

(3) 鉄道駅の状況

本市内における鉄道駅の1日平均乗降客数の推移は以下の図のとおりです。このうち、国の目標として掲げられた、令和7(2025)年までにバリアフリー化を行う鉄道駅の条件(1日平均乗降客数3,000人以上)にあてはまる駅は、近鉄御所駅のみとなっています。

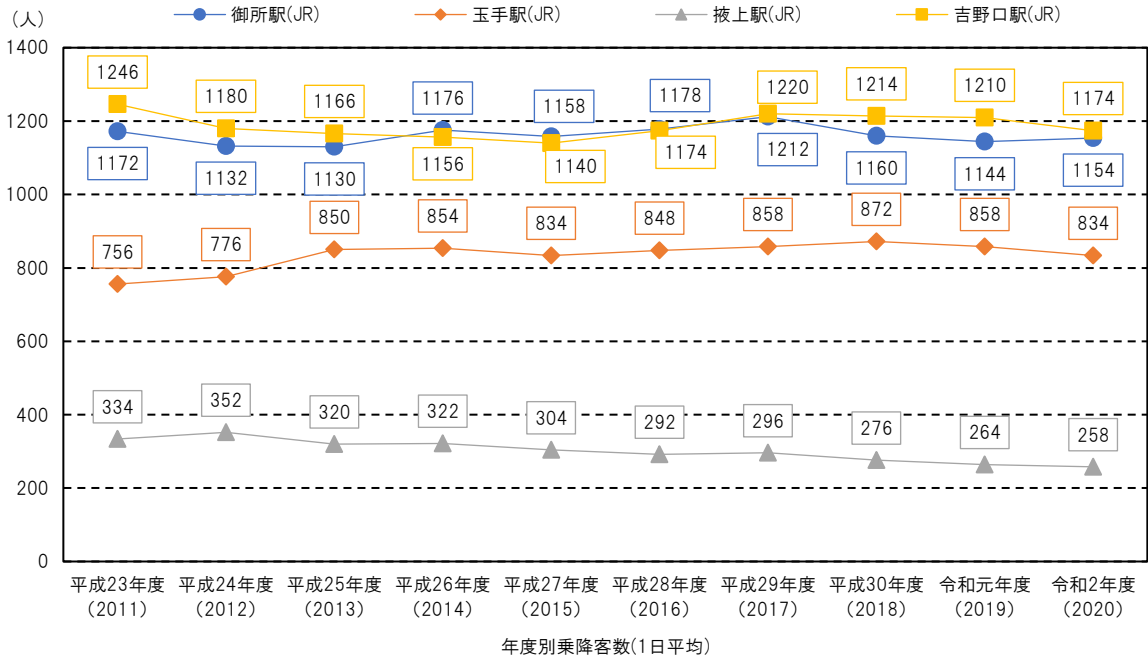


図:1 日平均乗降客数の年度別推移(JR)

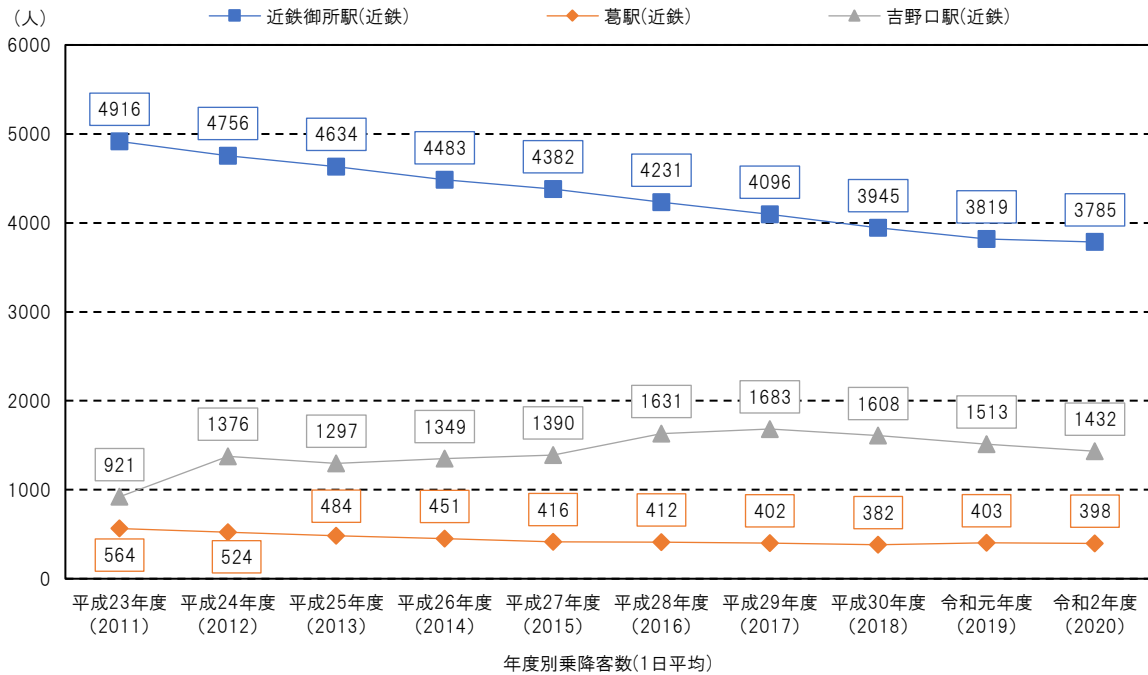
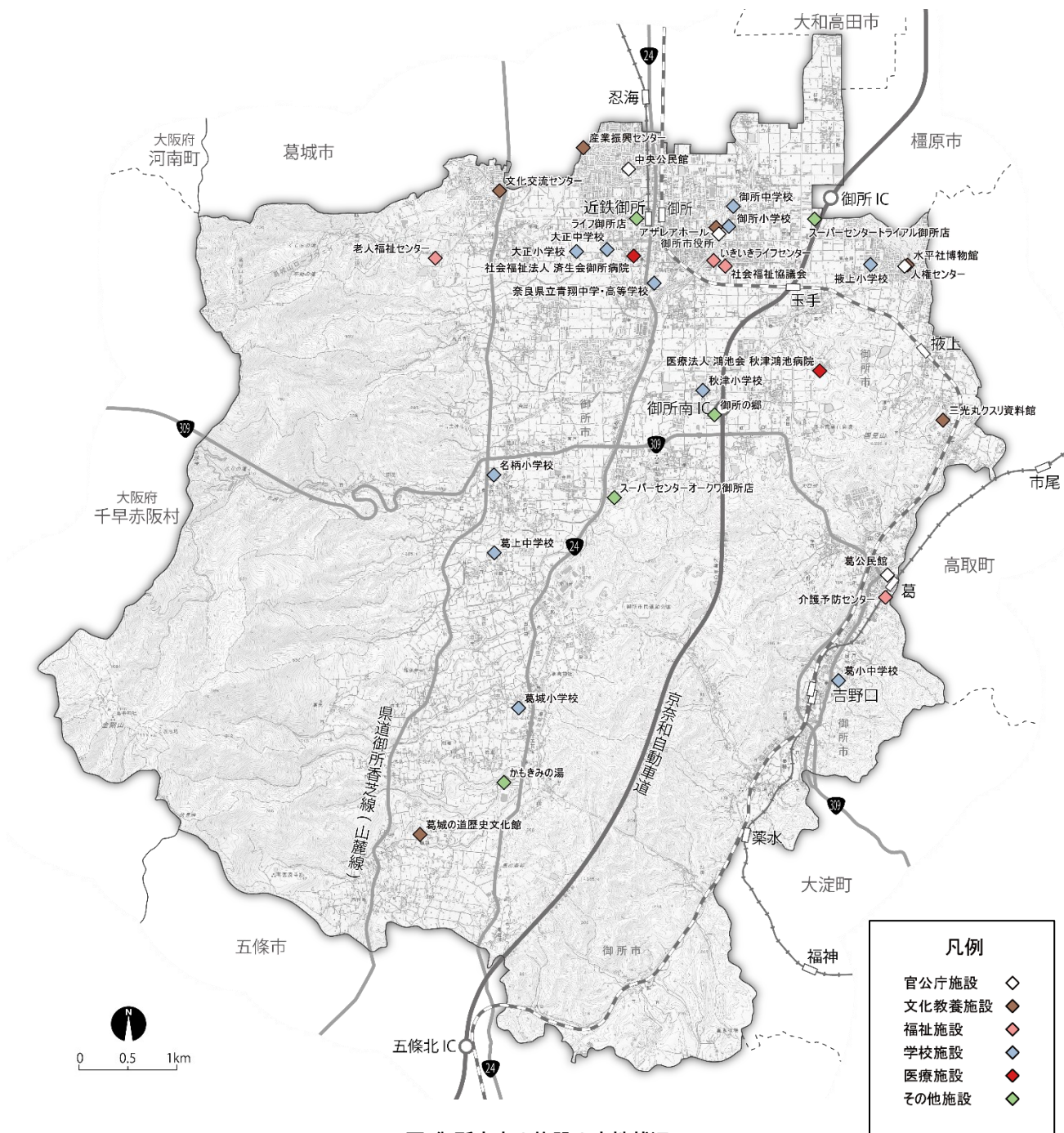


図:1 日平均乗降客数の年度別推移(近鉄)

資料:奈良県統計年鑑
乗降客数は計算により求めており、JRにおいては1日平均乗車人員を2倍。
近鉄においては年間乗車人員を365で割り2倍したもの。

2-1-3. 施設の立地状況

市民等が利用する主要な施設について、立地状況を地図上に整理したものが以下の図となります。市北部の近鉄・JR 御所駅周辺に公共施設や商業施設等の多くの施設が立地しています。



図：御所市内の施設の立地状況

※一定規模以上で生活関連施設になり得る施設(31 ページ表)を抽出。

2-1-4. 当事者の意向

(1)当事者ヒアリング調査等から見える状況

【調査内容】

本基本構想の策定にあたり、当事者団体等へのヒアリングと、当事者等と実際にまち歩きを行いバリアフリー上の問題確認を行うまち歩き点検調査を行いました。

【調査概要:ヒアリング調査】

調査内容:面談によるヒアリング調査

調査時期:令和4(2022)年5月19日(木)～6月1日(水)

調査対象:御所市自治会連合会、御所市身体障害者福祉協会、御所市手をつなぐ育成会

【調査概要:まち歩き点検調査】

調査内容:調査地区のバリアフリー上の課題、整備要望

調査方法:まち歩き、バリアフリーマップの作成

調査時期:令和4(2022)年6月1日(水)

調査対象:学識経験者、車いす使用者、肢体・視覚・聴覚障がい者、知的障がい者の介助者、高齢者・地元居住者

※調査の詳細は、参考資料2に掲載

【調査結果の概要】

① よく利用する施設と移動手段

普段の生活において、「市役所・スーパー・病院をよく利用する」との回答がありました。また、利用する施設への移動手段については、「徒歩や車が多い」との意見がありました。

② 施設や経路等の状況について

まち歩き点検調査では、道路や施設が連続性をもってバリアフリー化されていない点や、バリアフリー化に取り組んでいるものの現行の基準に適合していない点を確認しました。

特に本市の玄関口となる近鉄御所駅の駅前広場において、「バスやタクシー乗り場の段差が高く、不便である」との意見がありました。

<意見の抜粋>

- 鉄道駅**
- ・ 跨線橋などがある駅ではエレベーターがほしい。
 - ・ 誰もが使える設備の整ったトイレを整備してほしい。
 - ・ ホームと電車の段差に注意が必要。
 - ・ 内方線を設置してほしい。
- 建築物**
- ・ 階段の高さ・手すり・段鼻の色分けに留意してほしい。
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
 - ・ 障がい者用トイレとして、介護者が一緒に入れること、おしめを替えるためのユニバーサルシートを入れることをしてほしい。
- 道路**
- ・ 歩道の無い道や路側帯の歩行スペースが狭い箇所がある。
 - ・ 繰り返し施工した舗装跡の凸凹や歩道の段差、勾配を改善してほしい。
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
 - ・ 粗目のグレーチングが使われており、杖などが引っかかるおそれがある。
- 駅前広場**
- ・ バスやタクシー乗り場の段差が高く、不便である。
 - ・ マンホールによって視覚障害者誘導用ブロックが途切れている箇所がある。
 - ・ 駅前広場は市の顔のため、美しく整備してほしい。
- 交差点**
- ・ 歩道だまりの狭い箇所がある。
 - ・ 横断歩道に接続する歩道の縁は、車いすが通りやすいような形状としてほしい。
- 踏切**
- ・ 踏切前、内部に視覚障がい者誘導表示がほしい。
 - ・ 車いすでは、歩行部分を分けなければ車が通っている時に渡れない。



③ 今後のバリアフリー化の取組について

今後のバリアフリー化の取組について意見を確認したところ、具体的な施設や場所の課題についての意見があったほか、「地区を定めて集中的にバリアフリー化する取組みは効果的である」との意見や、「高齢者や障がい者に対して優しいまちになるよう考えてほしい」との意見がありました。また、「すぐに改善できること、時間がかかっても全面的に直すことの仕分けを行い、事業に取組むことが重要」との意見がありました。

そのほか、「市内の道路(街路)は狭くて危険と感じる箇所が多いため、優先的に進めてほしい」との意見がありました。

④ 心のバリアフリー等について

心のバリアフリーについて意見を確認したところ、障がいを表すマーク(ヘルプマーク等)について、「外見ではわからない障がい者等にとって、周囲から理解を得やすいツールである」との意見がありました。また、相互理解について、「障がい者に対する理解が足りない」との意見もありましたが、学校教育で心のバリアフリーを推進することにより、子どもたちの理解が深まるため、取組みを継続してほしいとの意見がありました。

そのほか、情報アクセシビリティに関するものとして、店舗のレジなどのデジタル化が進んでいるものの、表示は分かりやすいものとしてほしいとの意見がありました。

(2) その他の意向調査結果

① 普段の生活での外出先

公共交通運行効率化計画の作成にあたって実施した平成 30(2018)年の住民アンケート調査によると、普段の生活での外出先は、40代までは「通勤・通学」が多く、50代以上は「買物・通院」が多い傾向です。

また、買物は居住地に近い商業施設に行かれる方が多く、市北部の方はライフ御所店に、市中部の方はスーパーセンターオークワ御所店に行く方が多くなっています。なお、買い物先までの移動手段は自動車によるものが多くなっており、公共交通の利用者は10%程度です。

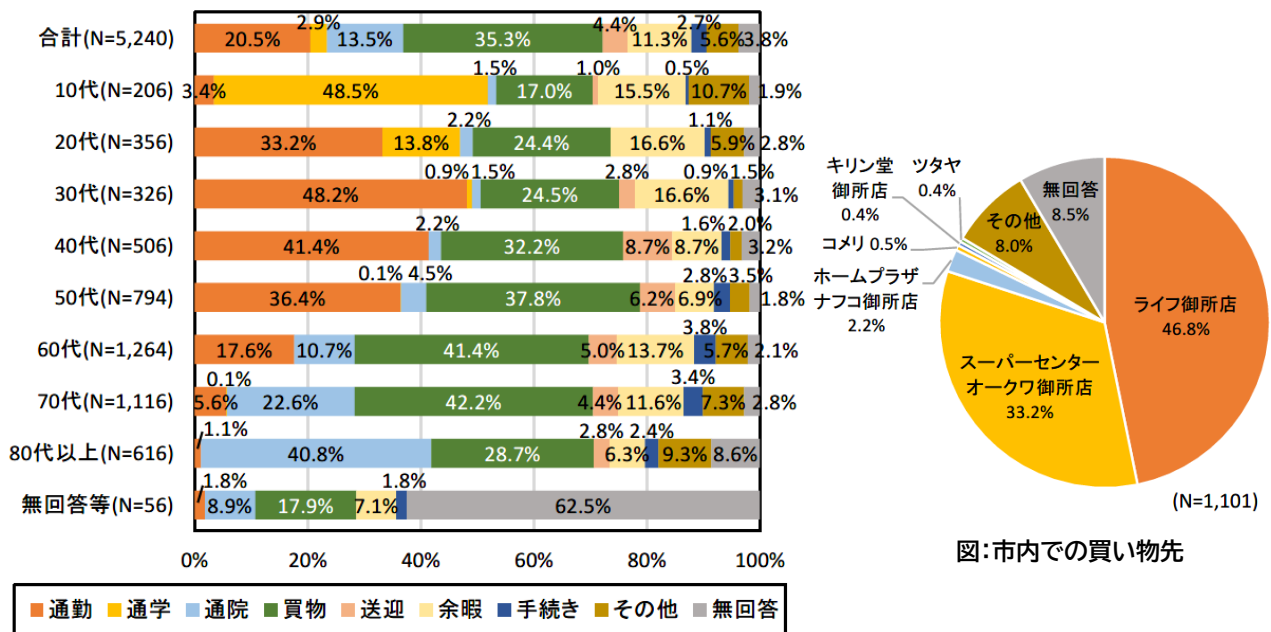


図: 出かける主な目的(年齢別)

図: 市内での買い物先

御所市公共交通運行効率化計画の策定に係る住民アンケート調査概要

把握内容: 御所市の公共交通についての利用実態

調査方法: 平成 30(2018)年 8月 7日(火)~8月 20日(月)

調査時期: 郵送配布・郵送回収

調査対象: 市内 3,000 世帯

回収数: 1,175 票(回収率 39.2%)

② 外出の際に困ること

障害福祉長期計画の作成にあたって実施した平成 29(2017)年のアンケート調査によると、外出の際に困ることについて、「特に無い」という意見が一番多かったものの、身体障がいを持たれる方は「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」や「障がいのある方に配慮した設備が不十分である」といった回答が多くありました。その他の障がいを持たれる方は「気軽に利用できる移送手段が少ない」や「付き添ってくれる方がいない」といった回答が多くありました。

③ 意思を伝えたり、情報を得たりするときに必要な支援

上記アンケート調査によると、意思を伝えたり、情報を得たりするときに必要な支援としては、どの種別においても「特に必要ない」の回答が多くありましたが、身体障がい者の方から「筆談、要約筆記」、複数の障がいがある方から「文字盤・絵カード」が必要であるとの回答がありました。

④ 市内のバリアフリー化に関連するヒアリング結果

障害福祉長期計画の作成にあたって実施した平成 29(2017)年の障がい者ヒアリングによると、施設や設備の整備については、「コミュニティバスにノンステップバスを導入してほしい」といった意見がありました。

また、バリアフリー教育として、「高齢になってから障がいに対する理解を深めるのは難しいため、幼少期から障がいへの理解を深める教育を実施してほしい」といった意見や「障がい者のご家族が理解を深めることのできる家族教室」、「市の職員が理解を深める必要がある」といった意見がありました。

そのほか、啓蒙・啓発運動として、「広報などで障がいに関する知識や障がい者福祉サービスについての情報を周知してほしい」といったものがありました。

第4期御所市障害福祉長期計画の策定に係るアンケート調査、ヒアリング調査概要

アンケート調査

把握内容:御所市在住の障害者手帳所持者の生活状況やニーズ

調査方法:郵送配布・郵送回収

調査時期:平成 29(2017)年 8月 10日(木)
~8月 31日(木)

調査対象:御所市在住の障害者手帳所持者 500人

回収数:250件(回収率 50.0%)

ヒアリング調査

把握内容:障がい者をとりまく現状、ニーズ

調査方法:面談によるヒアリング調査

調査時期:平成 29(2017)年 8月~11月

調査対象:御所市身体障害者福祉協会、御所市手をつなぐ育成会、精神障害者家族会、肢体不自由父母の会

2-1-5. 上位・関連計画の方針

本基本構想の策定に関わる、主な上位・関連計画の概要を次に示します。

| |
|--|
| <p>■御所市第 6 次総合計画（令和 3(2021)年 3 月）</p> <p>行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち【子育て・教育分野】 ○誰もが元気で豊かに暮らせるまち【医療・福祉分野】 ○人が輝き、魅力のあるまち【中心市街地・にぎわい分野】 ○地域経済が活性化し、活力のあるまち【産業・地域資源分野】 ○安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち【防災・暮らし分野】 ○自然と歴史・文化を活かすまち【自然・歴史分野】 ○市民とともに推進する持続可能なまち【協働・行財政運営分野】 |
| <p>■御所市都市計画マスタープラン（令和 4(2022)年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の人口密度を維持できる区域への居住促進 ○公共交通利便性の高いエリアへの利便施設の立地促進 ○住環境の維持 ○市街化調整区域の活力維持 ○都市活力の創出 ○農地・自然資源の保全 |
| <p>■御所市公共交通運行効率化計画（平成 31(2019)年 3 月）</p> <p>【将来像】市中心部及び郊外部の方に対して、それぞれに応じた利便性の高い公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の需要やニーズに応じた、効率的で利便性の高い公共交通への再編 ○市内公共交通の利用の促進 ○将来にわたって持続可能な公共交通の構築 |
| <p>■御所市公共施設等総合管理計画（平成 29(2017)年 3 月）</p> <p>3.施設の長寿命化と安全性の確保（4）バリアフリーへの対応</p> <p>高齢者や障がい者、児童・生徒など、公共施設等を誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、多数の市民が利用する施設を中心にバリアフリー化を進めます。</p> |
| <p>■御所市高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画（令和 3(2021)年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人生 100 年時代を自分らしくいきいきと暮らす ②共生する地域の中で尊厳が保たれながら暮らす ③住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らす |
| <p>■第 4 期御所市障害者福祉長期計画（平成 30(2018)年 3 月）</p> <p>個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域で自立して生活できる基盤づくり ②健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり ③社会参加を促進する基盤づくり ④安全・安心で人にやさしいまちづくり ⑤ともに支えあう共生社会づくり |

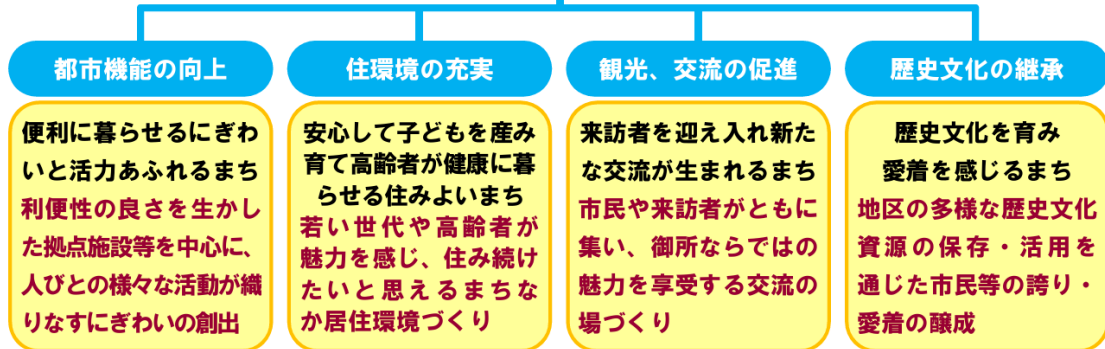
■御所中心市街地地区まちづくり基本構想（平成 29(2017)年 3 月）

<御所中心市街地地区まちづくりの将来像>

まちづくりの基本理念

歴史文化と都市機能が融和し、まちと人をつなぐ
多様な交流とにぎわいあふれる御所まんなかのまちづくり

基本 目標



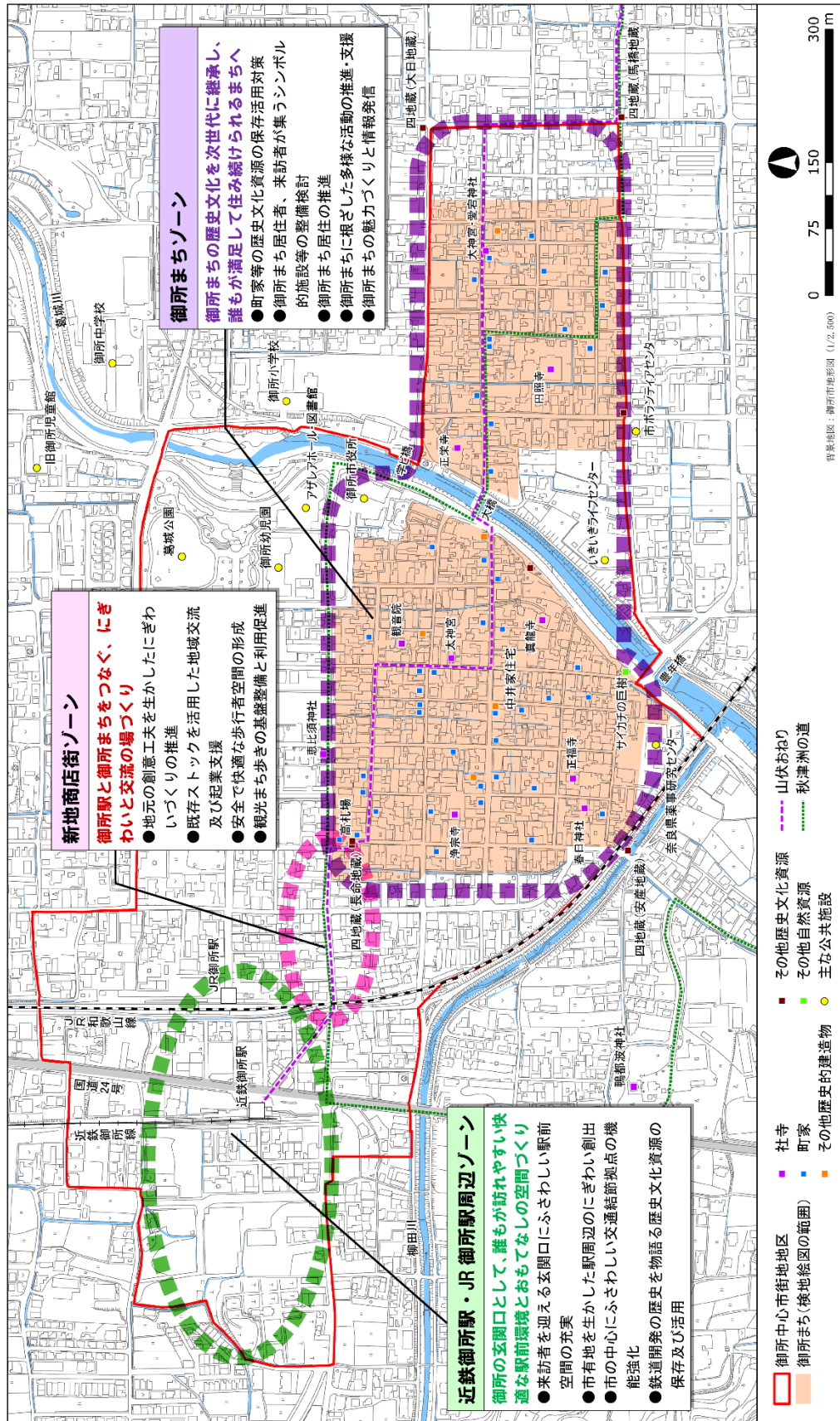
【現状と課題】

- ・ 御所まちから始まる歴史、市街地の拡大化
- ・ 奈良県下でも大きな人口減少が想定される本市
- ・ 市内でも高い人口減少率・高齢化率、空洞化していく市中心部
- ・ 職住混在する土地利用、増えている空地
- ・ 減っている店舗等併用住宅、進む住宅化
- ・ 衰退が止まらない商店街
- ・ 公共交通の中心として、乗換えが不便
- ・ 市の玄関口として、統一感に欠ける観光案内、景観
- ・ 駅周辺市有地の有効活用
- ・ 商店街で増える空き店舗、にぎわいの喪失
- ・ 歩道が無く多い交通量
- ・ 駅から御所まちに至る道であるが、不十分な観光案内
- ・ アーケード老朽化
- ・ 商店街の自転車・自動車利用への対応不足
- ・ 御所まちの特徴である町割り、環濠、背割下水等の案内・説明不足
- ・ 町家の保存に関する統ルールが無く、変わっていく町家のある街並み
- ・ 観光目的の来訪者に対するおもてなし設備・施設の不足

【強み】

- ・ 交通の結節拠点、集積する公共施設、市内唯一の商業地域
- ・ 現存する数多くの貴重な歴史文化資源
- ・ 地域や NPO 団体等による様々な地域活性化の取り組み実績

まちづくり基本構想図



2-2. 課題の整理

2-2-1. バリアフリーに関する現況や問題点の整理

現況整理の結果を以下のとおり整理します。

| 項目 | 現況・問題点 |
|-----------|--|
| 人口の状況 | <ul style="list-style-type: none">・人口減少と高齢者の増加(周辺市と比べて高い高齢化率)・人口減少下にあつて障がい者数は横ばい・御所駅(近鉄、JR)や市役所周辺に人口が集中・中南部は国道 24 号、県道御所香芝線(山麓線)、鉄道沿線に人口が分布 |
| 交通・施設の状況 | <ul style="list-style-type: none">・狭あいな道路が多い・公共交通ネットワークは、御所駅を中心に構成・御所駅(近鉄、JR)周辺に市民等が利用する主要施設が集中・御所中心市街地のまちづくりが進行 |
| 住民・当事者の意向 | <ul style="list-style-type: none">・道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変・障がいのある方に配慮した設備が不十分・道路や施設が連続性をもってバリアフリー化されていない・バリアフリー化に取り組んでいるものの、現行の基準に適合していないものがある・本市の玄関口となる近鉄御所駅の駅前広場では、バス・タクシー乗り場に段差がある・安全面も考慮して市内の道路(街路)の改善を優先的にしてほしい・集中的にバリアフリー化する取組みは効果的・すぐに改善できること、時間がかかっても全面的に直すことの仕分けを行い事業に取り組むことが重要・バリアフリー教育を幼少期から継続することが重要・障がいへの理解を深める啓蒙・啓発運動が必要・デジタルな設備を含めた障がい者等にも分かりやすい情報提供が必要 |

2-2-2. 課題の設定

前述した問題点を「まちのバリアフリー化」によって解決するにあたり、取組まなければならないこと(課題)を設定します。

市域全体の物理的な障がいを取り除く必要がある

御所市では人口減少下にあつて、高齢者が増加し、障がい者数も横ばいとなっています。一方、市内の各所において、道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りに不便があり、移動の負担となっています。このため、市域全体の物理的な障がいを取り除く取組みが必要です。

集中的・一体的なバリアフリー化を行う必要がある

市域全体のバリアフリー化を進めるにあつて、障がい者や高齢者など市民が利用する施設が集中する地区等の利便性を向上することで、効果的なバリアフリー化が期待できます。また、道路や施設が連続性を持ってバリアフリー化されていなければ、安全・安心して移動できる環境とはならないため、一体的なバリアフリー化も重要です。このため、集中的・一体的なバリアフリー化の取組みが必要です。

当事者に情報を分かりやすく伝える必要がある

社会のデジタル化が進む中、レジなどの電子機器・設備も変化していますが、操作が分かりにくいといった市民の声もあります。また、外出する前に必要な情報を確認する当事者もあり、バリアフリー情報をインターネット上に掲載することも重要です。一方、物理的な情報提供では、目的地へ向かうための案内が途切れなく連続することが重要となります。このため、デジタル・アナログともに情報を当事者等へ分かりやすく伝える取組みが必要です。

バリアフリーに関する認識・知識を高める必要がある

誰もが安心・安全に移動できる環境を作るためには、ハード面の施設整備だけでなく、市民一人ひとりが助け合いの精神を持つ環境づくりが大切です。また、市の職員等も含めてバリアフリーに関する理解を深めることも重要となります。このため、市民や職員等のバリアフリーに関する認識・知識を高める取組みが必要です。

第3章 バリアフリー化の方針

3-1. 基本方針

方針1:施設・道路・車両等の個々のバリアフリー化

高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦や乳幼児連れなど、誰もが、安全・安心・快適に活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路をはじめ、鉄道、バス、タクシー等の公共交通施設や車両、建築物等の市内全域のバリアフリー化に取り組めます。

方針2:地区を定めた重点的なバリアフリー化

移動経路上にひとつでもバリアがあれば移動できなくなってしまう人にとって、連続したバリアフリー化が重要です。このため、バリアフリー化を重点的に行う地区(重点整備地区)を定め、利用頻度の高い施設(生活関連施設)や経路(生活関連経路)について重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進することにより、安全・安心・快適に移動等ができるネットワークを構築し、効果的なバリアフリー化を図ります。

また、重点整備地区内の東西軸、南北軸となる経路については重点的なバリアフリー化に取り組めます。

方針3:デジタル技術を含めた情報のバリアフリー化

障がい者をはじめ、様々な利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供するとともに、観光等で初めて訪れる人たちにとっても移動しやすい、利用しやすいまちとなるよう案内サインの設置などに取り組めます。

方針4:教育や啓発活動による心のバリアフリー化

施設職員が継続的な教育訓練に取り組むことで、様々な障がいの状態への対応や心のバリアフリーへの理解を深めます。また、市民のバリアフリーに対する意識や理解の向上を図るため、教育や啓発活動に取り組めます。

3-2. 整備の際に準拠する基準等

施設等の整備の際に準拠する基準等を以下に整理します。

<移動等円滑化基準等>

- ・ 公共交通移動等円滑化基準(平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 111 号)
- ・ 建築物移動等円滑化基準(平成 18 年 12 月 8 日制定/政令第 379 号第 10 条)
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準(平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 114 号)
- ・ 都市公園移動等円滑化基準(平成 18 年 12 月 18 日制定/国土交通省令第 115 号)
- ・ 路外駐車場移動等円滑化基準(平成 18 年 12 月 15 日制定/国土交通省令第 112 号)
- ・ 道路移動等円滑化基準(平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 116 号)
- ・ 道路移動等円滑化占用基準(平成 18 年 12 月 19 日制定/国土交通省令第 117 号)
- ・ バリアフリー信号機等基準規則(平成 18 年 12 月 8 日制定/国家公安委員会規則第 28 号)

<ガイドライン等>

- ・ 公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和 4 年 3 月/国土交通省)
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和 2 年度改正/国土交通省)
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第 2 版】(令和 4 年 3 月/国土交通省)
- ・ 道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和 4 年 6 月/国土交通省)

<奈良県条例等>

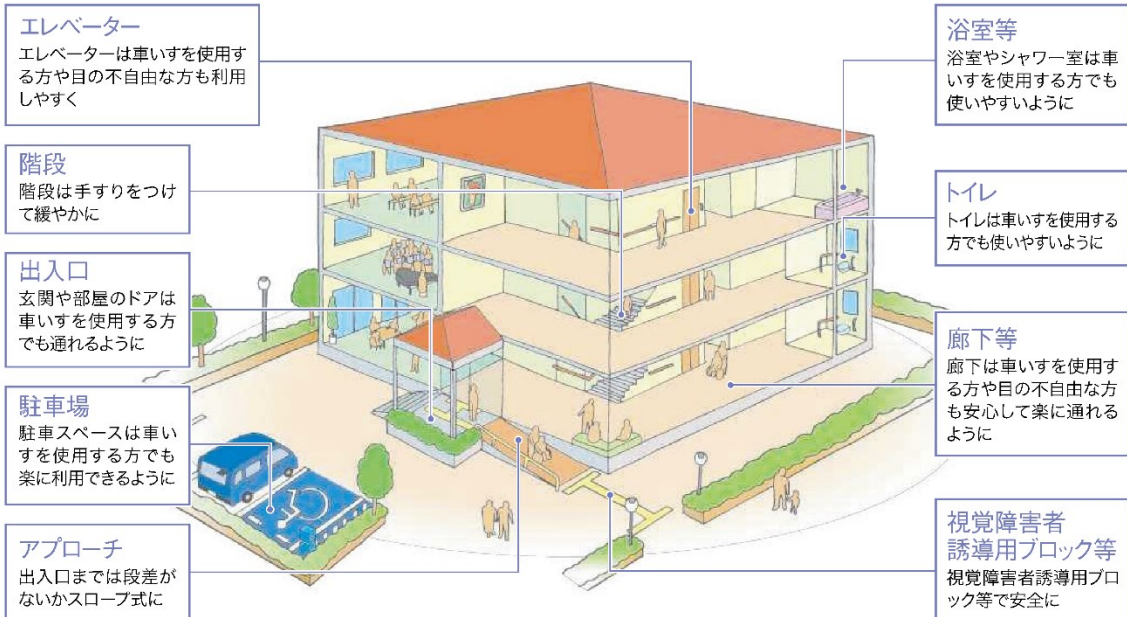
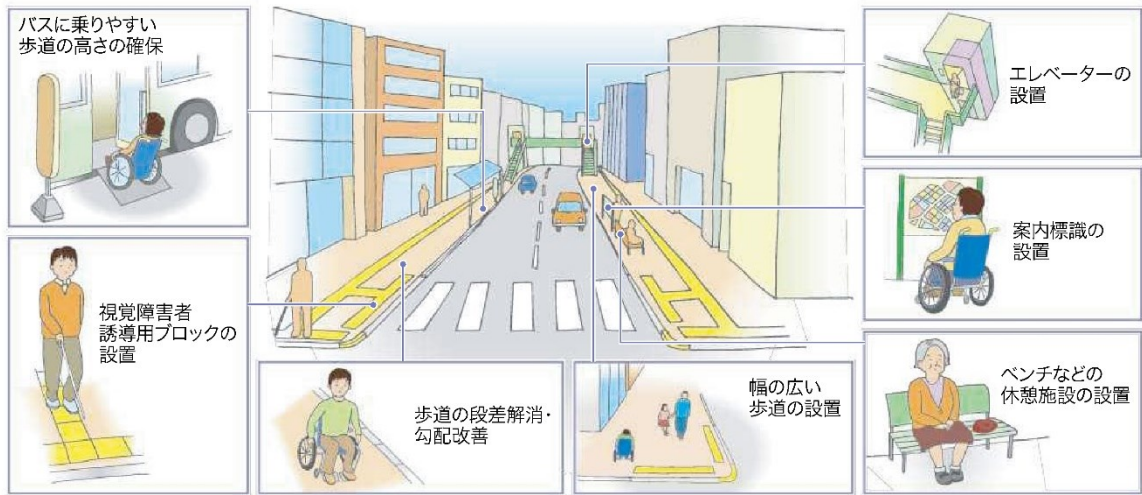
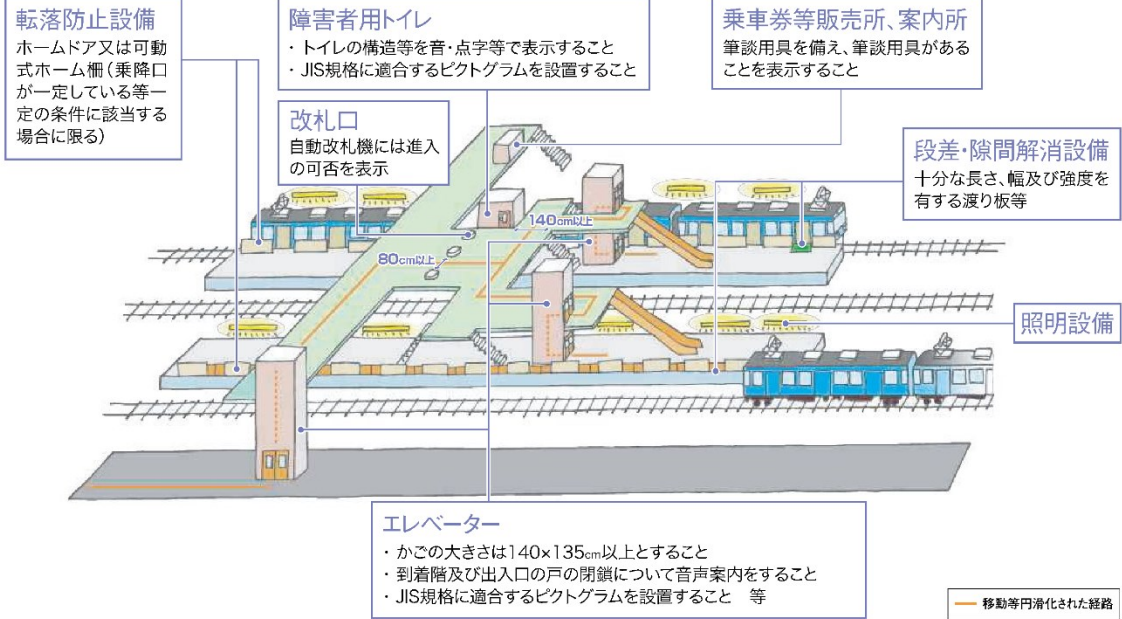
- ・ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成 7 年 3 月 22 日/奈良県条例第 30 号)
- ・ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成 7 年 7 月 3 日/奈良県規則第 12 号)
- ・ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例・施行規則の解説書(平成 17 年 3 月/奈良県)

3-3. バリアフリー化のポイント

当事者等のヒアリングの結果や整備の際に準拠する基準等を踏まえ、まちのバリアフリー化を進めるに当たって以下の留意点に配慮します。

| ユニバーサルデザイン | 設備の改善 | 経路の改善 | 情報案内の改善 | 時間軸の考慮 |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 様々な人が利用することを想定した改善を行う | エレベーターやトイレ等の設備の改善を行う | 段差解消等の移動の円滑化に関する改善を行う | デジタル技術を含む情報保障に留意して改善を行う | 時間を要する問題の応急措置や工事中の配慮を行う |

<基準等によるバリアフリー化のイメージ>

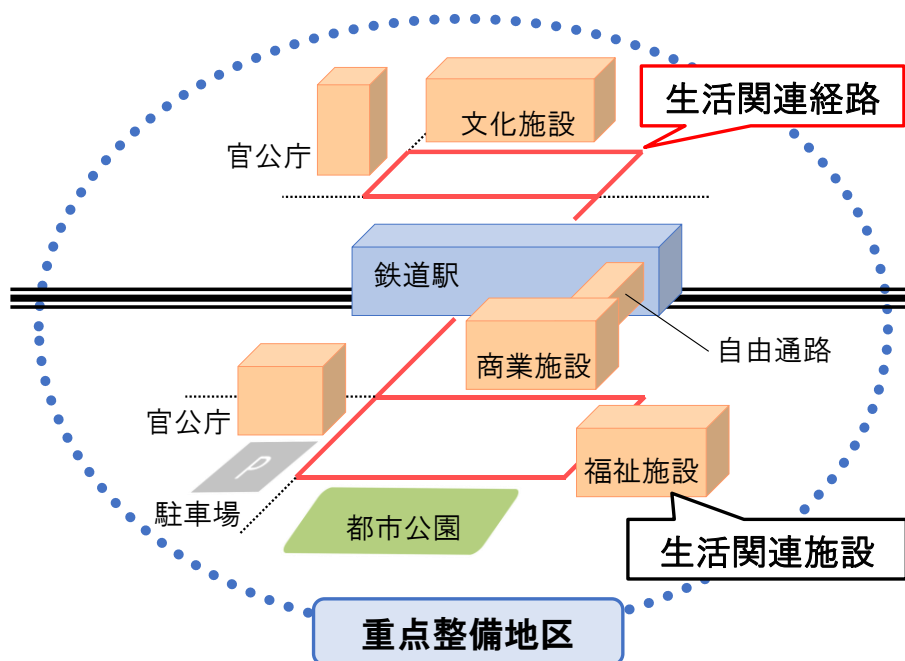


第4章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定

4-1. 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の概要

バリアフリー法では基本構想を作成する場合、高齢者・障がい者などが日常よく利用する施設(生活関連施設)が集積する地域において、施設とそれらを結ぶ経路(生活関連経路)のバリアフリー化が特に必要な区域について、地域の实情に応じて「重点整備地区」として定めるとされています。本基本構想においても、方針 2 「地区を定めた重点的なバリアフリー化」の推進に向けて、重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路を設定します。

- 重点整備地区
おおむね400ha(半径約1.12kmの圏域)未満であり、主要な施設(生活関連施設)相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれる地区。
※また、バリアフリー化の事業が特に必要であり、事業実施により都市機能が増進される地区が対象となる。
- 生活関連施設
高齢者、障がい者等が日常生活又は社会において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設のこと。
- 生活関連経路
生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路などのこと。



図：重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路のイメージ

4-2. 重点整備地区の設定

4-2-1. 重点整備地区の要件

バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下、基本方針という。)では、重点整備地区の設定にあたって要件が定められています。その内容は以下のとおりです。

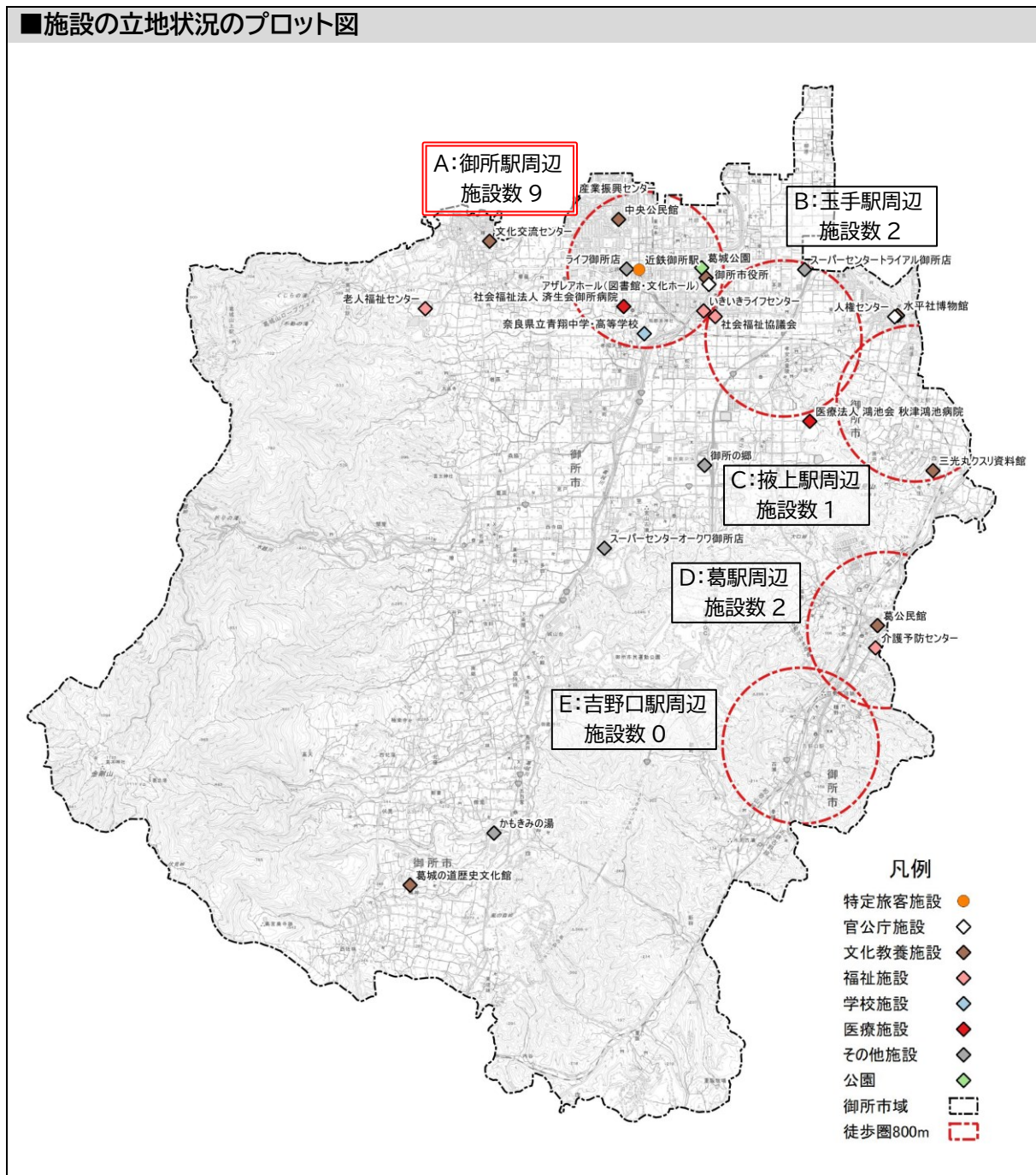
表:重点整備地区の要件

| | |
|-------------|---|
| <p>配置要件</p> | <p>生活関連施設があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</p> <p>「生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」(法第 2 条第 23 号イ・第 24 号イ)</p> <p><具体的な要件(基本方針 四-2-(1))></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 ・地区全体の面積がおおむね 400ha(半径約 1.12km の圏域)未満 ・生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上所在すること ・これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、公共施設等の相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれること 等 |
| <p>課題要件</p> | <p>生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区</p> <p>「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業を実施することが特に必要と認められる地区であること」(法第 2 条第 24 号ロ)</p> <p><具体的な要件(基本方針 四-2-(1))></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況 ・土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性 ・想定される事業の実施範囲等の観点から総合的に判断される地区 |
| <p>効果要件</p> | <p>バリアフリー化の事業を重点的かつ一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</p> <p>「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」(法第 2 条第 24 号ハ)</p> <p><具体的な要件(基本方針 四-2-(1))></p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な増進(交流と社会参加、消費生活の場、勤労機会の提供) ・各事業の整合性を確保して実施させることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性 |

4-2-2. 重点整備地区の設定

(1) 候補地の選定

前項の重点整備地区の要件のうち、配置要件である 3 施設以上の施設立地を踏まえ、御所駅周辺を候補地として選出します。



※徒歩圏を 800mとして、施設の立地状況を整理

(2)各要件から見た御所駅周辺の状況

御所駅周辺は、以下のとおり重点整備地区として求められる要件を満たしています。

<配置要件>

- ・御所駅周辺は、徒歩圏において鉄道駅や商業施設、医療施設といった不特定かつ多数の人が利用する施設(特別特定建築物)が3つ以上あります。
- ・近鉄御所駅は、国がバリアフリー化の目標(移動等円滑化の促進に関する基本方針)として定める1日あたりの利用者が3,000人以上の駅に該当します。



<課題要件>

- ・御所駅周辺は本市の中心地ですが、人口減少や高齢化、商店街の集客力減少、空家等の増加といった背景により、まちの魅力が低下しています。この様な中で、交通結節点として重要な役割のあるJR及び近鉄御所駅においては、駅前広場や待合施設などの老朽化や段差があるといった課題があります。



<効果要件>

- ・現在、御所駅周辺において多くの市民や来訪者が行きかう、魅力ある中心市街地の形成に向けた取り組みを進めています。本地域において、駅を中心としたバリアフリー化を進めることにより、高齢者、障がい者をはじめとする市民や来訪者が、魅力を感じる地区の創出に寄与すると考えられます。

(3)重点整備地区の設定

前述のとおり、各要件を満たすことから「御所駅周辺」を重点整備地区として設定します。

4-3. 生活関連施設・生活関連経路の設定

4-3-1. 生活関連施設の設定

(1)生活関連施設設定の考え方

生活関連施設の設定にあたっては、バリアフリー法上の定義である「高齢者、障害者等が日常生活又は、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」(法第2条第1項第23号イ)を前提に、次の考え方を踏まえて設定します。

| |
|---|
| <p>条件1:相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる施設等 (特別特定建築物のうち、徒歩による施設間移動が見込まれるもの)</p> <p>条件2:近鉄御所駅とJR御所駅を結ぶ中点を基準とした徒歩圏(おおむね800m)に立地する施設等</p> <p>条件3:規模や用途が一定以上の施設等(以下の基準による)</p> |
|---|

表:生活関連施設設定の基準値

| 施設の種類 | 基本的な考え方 |
|---------|---|
| 旅客施設 | ・ 重点整備地区内の全ての鉄道駅 |
| 官公庁施設 | ・ 行政サービスの窓口機能を有する市の主要な施設 |
| 医療・福祉施設 | ・ 公共建築物又は床面積 2,000 m ² 以上の病院 |
| 文化・教養施設 | ・ 公共建築物又は同様の役割を担う施設(美術館、博物館、図書館等) ・ 地域外の住民も利用する集会所(公民館)等 |
| 学校施設 | ・ 特別支援学校 ・ 小、中学校のうち周辺施設との歩行移動が一定量見込まれるもの |
| スポーツ施設 | ・ 体育館、プールなどで広く一般に開放されているもの |
| その他施設 | ・ 集配機能のある郵便局、金融機関(銀行)、娯楽施設(劇場、観覧場、映画館、演劇場など)、展示施設、物品販売施設、飲食施設、サービス施設、宿泊施設などで床面積が 2,000 m ² 以上のもの |
| 公園 | ・ 他の生活関連施設に隣接している都市公園 ・ 街区公園を除く都市公園(地域住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園など) |
| 路外駐車場 | ・ 他の生活関連施設に隣接している路外駐車場かつ 500 m ² 以上 |

(2)御所駅周辺地区における生活関連施設

御所駅周辺において設定する生活関連施設は以下のとおりです。また、設定の対象には、今後整備予定となる施設も含めています。

表：御所駅周辺地区における生活関連施設の一覧

| 施設の分類 | 基本的な考え方 | 施設番号 | 対象 |
|---------|--|------|-----------------|
| 旅客施設 | ・重点整備地区内の全ての鉄道駅 | 1 | 近鉄御所駅 |
| | | 2 | JR 御所駅 |
| 官公庁施設 | ・行政サービスの窓口機能を有する市の主要な施設 | 3 | 御所市役所 |
| | | 4 | 御所市役所(新庁舎) |
| 医療・福祉施設 | ・公共建築物又は床面積 2,000 m ² 以上の病院 | 5 | 済生会御所病院 |
| 文化・教養施設 | ・公共建築物又は同様の役割を担う施設(美術館、博物館、図書館等) | 6 | アザレアホール |
| | | 7 | (仮称)御所市防災市民センター |
| 学校施設 | ・特別支援学校 ・小、中学校のうち周辺施設との歩行移動が一定量見込まれるもの | 8 | 奈良県立青翔中学・高等学校 |
| スポーツ施設 | ・体育館、プールなどで広く一般に開放されているもの | - | - |
| その他施設 | ・集配機能のある郵便局、金融機関(銀行)、娯楽施設(劇場、観覧場、映画館、演劇場など)、展示施設、物品販売施設、飲食施設、サービス施設、宿泊施設などで床面積が 2,000 m ² 以上のもの | 9 | ライフ御所店 |
| 公園 | ・他の生活関連施設に隣接している都市公園 ・街区公園を除く都市公園(地域住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園など) | 10 | 葛城公園 |
| 路外駐車場 | ・他の生活関連施設に隣接している路外駐車場かつ 500 m ² 以上 | - | - |

4-3-2. 生活関連経路の設定

(1)生活関連経路の考え方

生活関連経路の選定にあたっては、バリアフリー法上の定義である「生活関連施設相互間の経路」(法第2条第1項第23号口)を前提に、次の考え方を踏まえて選定します。

- 生活関連施設間を結ぶ主要な歩行者経路
- 生活関連経路のネットワーク(連続性)を構築するために必要な経路

■参考 生活関連経路に該当する経路

生活関連経路に該当する経路
(生活関連施設相互間の経路)

道路

駅前広場

通路等

(2)御所駅周辺地区における生活関連経路

御所駅周辺において設定する生活関連経路は以下のとおりです。また、選定結果には、今後整備予定となる経路も含めています。

表:御所駅周辺地区における生活関連経路の一覧

| 番号 | 路線名等 | 管理者 | 延長(m) |
|----|--------------|---------|-------|
| 1 | 国道 24 号 | 奈良国道事務所 | 720 |
| 2 | 県道 橿羅御所線 | 奈良県 | 100 |
| 3 | 県道 御所停車場線 | 奈良県 | 80 |
| 4 | 県道 御所停車場線 | 奈良県 | 100 |
| 5 | 県道 御所停車場線 | 奈良県 | 340 |
| 6 | 県道 御所停車場線 | 奈良県 | 160 |
| 7 | 県道 御所停車場線 | 奈良県 | 240 |
| 8 | 市道 大広相田線 | 御所市 | 710 |
| 9 | 市道 橿羅三室線 | 御所市 | 180 |
| 10 | 市道 東松本御所橋線 | 御所市 | 110 |
| 11 | 市道 東松本御所線 | 御所市 | 220 |
| 12 | 市道 御所 70 号線 | 御所市 | 130 |
| 13 | 市道 御所 80 号線 | 御所市 | 150 |
| 14 | 市道 御所 91 号線 | 御所市 | 340 |
| 15 | 市道 御所 110 号線 | 御所市 | 70 |
| 16 | 市道 御所 114 号線 | 御所市 | 120 |
| 17 | 市道 御所 146 号線 | 御所市 | 130 |
| 18 | 市道 大正 52 号線 | 御所市 | 90 |
| 19 | 近鉄・JR 御所駅前広場 | 御所市 | - |
| 20 | 新設道路 | 未定 | 190 |
| 21 | 新設経路 | 御所市 | 140 |

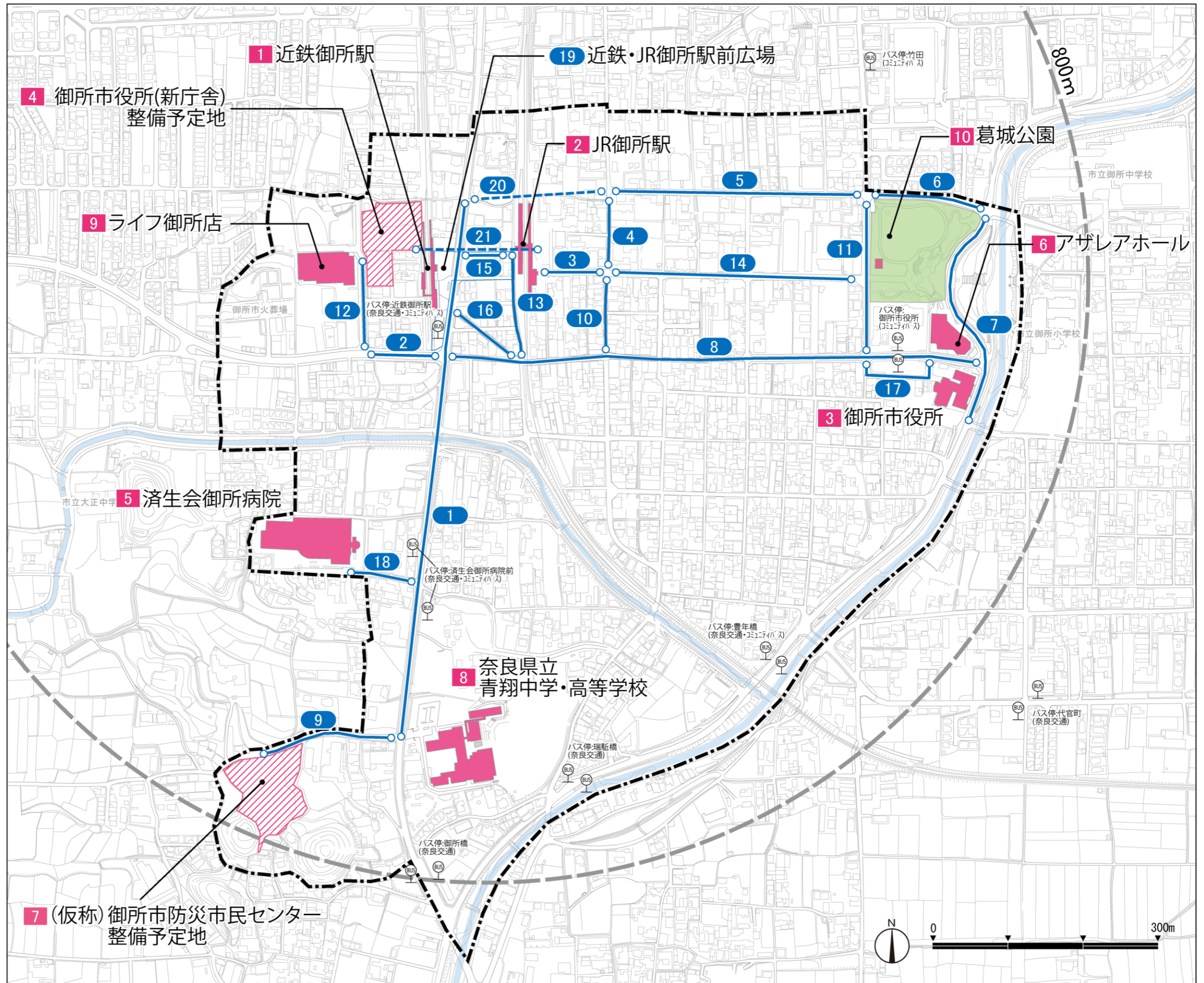
4-4. 重点整備地区図

| 経路名 | |
|-----|------------------------|
| 1 | 国道 24号 |
| 2 | 県道 檜羅御所線 |
| 3 | 県道 御所停車場線 (経路3~経路7) |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | 市道 大広相田線 |
| 9 | 市道 檜羅三室線 |
| 10 | 市道 東松本御所橋線 |
| 11 | 市道 東松本御所線 |
| 12 | 市道 御所70号線 |
| 13 | 市道 御所80号線 |
| 14 | 市道 御所91号線 |
| 15 | 市道 御所110号線 |
| 16 | 市道 御所114号線 |
| 17 | 市道 御所146号線 |
| 18 | 市道 大正52号線 |
| 19 | 近鉄・JR御所駅前広場 |
| 20 | 新設道路 |
| 21 | 新設経路 |

| 凡 例 | |
|-----|--------------|
| | 重点整備地区の区域 |
| | 生活関連施設 |
| | 生活関連施設(公園) |
| | 生活関連施設(整備予定) |
| | 生活関連経路 |
| | ※点線部 未整備経路 |
| | バス停位置 |

縮 尺

S = 1 : 5,000 (A3)




4-5. 重点整備地区における施設・経路の現状


現地調査、当事者とのまち歩き点検調査、ヒアリング調査によって得られた施設別の現状を以下に整理します。

4-5-1. 公共交通施設の状況

(1) 近鉄御所駅 [施設 1]

| 敷地内 通路 | 改札周辺 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | ホーム |
|--|------|------------|----|--------------|---|-----------|--------------|------------|----------|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメ イト対応 | 乳幼児 対応等 | |
| フラット | 幅広改札 | 有 ※1 | 有 | 設備案内 列車近接 | スロープ ※2 | 無 ※3 | 無 ※3 | 無 ※3 | 内方線 有 |
| 特記事項 | | | | | 施設写真 | | | | |
| ※1 視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。 ※2 スロープの勾配が基準値を超えている。 ※3 構内トイレに多機能トイレがない。 | | | | |  | | | | |

(2) JR 御所駅 [施設 2]

| 敷地内 通路 | 改札周辺 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | ホーム |
|---|------|------------|---------|------|--|-----------|--------------|------------|-----|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメ イト対応 | 乳幼児 対応等 | |
| スロープ 有 | 幅広改札 | 有 | 有 ※1 | 列車近接 | スロープ ※2 | 構外 有 | 構外 有 | 構外 有 | ※3 |
| 特記事項 | | | | | 施設写真 | | | | |
| ※1 窓口に文字により意思疎通を図るための設備がない。 ※2 跨線橋は階段のみである。 ※3 ホームの視覚障害者誘導用ブロックに内方線がない。 | | | | |  | | | | |


(3)バス停【近鉄御所駅】

| 事業者 | 柵 | ベンチ | 点字ブロック | 上屋 | 施設写真 |
|--------------------------------------|---|---------|-----------|---------|---|
| 奈良交通 | 無 | 有 ※1 | 有 ※1・2 | 有 ※1 |  |
| 特記事項 | | | | | |
| ※1 設置個所は1番乗り場のみ。 ※2 バス乗降口への接続がない。 | | | | | |
| 事業者 | 柵 | ベンチ | 点字ブロック | 上屋 | 施設写真 |
| 御所市コミュニティバス | 無 | 有 | 無 | 無 |  |
| 特記事項 | | | | | |

(4)バス停【御所済生会病院前】


| 事業者 | 柵 | ベンチ | 点字ブロック | 上屋 | 施設写真 |
|---------------------|---|-----|--------|----|---|
| 奈良交通 御所市コミュニティバス | 有 | 有 | 無 | 無 |  |
| 特記事項 | | | | | |

(5)バス停【御所市役所】


| 事業者 | 柵 | ベンチ | 点字ブロック | 上屋 | 施設写真 |
|----------------|---|-----|--------|----|---|
| 御所市コミュニティバス | 無 | 無 | 有 ※ | 無 |  |
| 特記事項 | | | | | |
| ※バス乗降口への接続がない。 | | | | | |

4-5-2. 施設の状況


(1) 御所市役所 [施設 3]

| 敷地内 通路 | 主要な 出入口 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | 車いす 使用者用 駐車場 |
|---|------------|------------|----|---------|----------------------|---|-------------|------------|--------------------|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメイ 対応 | 乳幼児 対応等 | |
| スロープ | 自動扉 | 有 | 有 | 有 ※1 | スロープ エレベーター ※2 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 特記事項 ※1 エレベーターの位置を示す案内がない。多機能トイレの設備 内容を示す案内が不足している。 ※2 スロープの勾配が基準値を超えている。 | | | | | | 施設写真  | | | |


(2) 済生会御所病院 [施設 5]

| 敷地内 通路 | 主要な 出入口 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | 車いす 使用者用 駐車場 |
|--|------------|------------|---------|------|----------|---|-------------|------------|--------------------|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメイ 対応 | 乳幼児 対応等 | |
| スロープ | 自動扉 | 有 ※1 | 有 ※2 | 有 | エレベーター | 有 | 無 | 無 | 有 |
| 特記事項 ※1 視覚障害者誘導用ブロックとベンチが近接している。階段に 上下端部の警告(視覚障害者誘導用ブロック)がない。 ※2 文字等により意思疎通するための設備がない。 | | | | | | 施設写真  | | | |


(3)アザレアホール [施設 6]

| 敷地内 通路 | 主要な 出入口 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | 車いす 使用者用 駐車場 |
|--|------------|------------|---------|------|----------|---|--------------|------------|--------------------|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメイト 対応 | 乳幼児 対応等 | |
| スロープ | 自動扉 | 有 ※1 | 有 ※2 | 有 | エレベーター | 有 | 無 | 有 | 有 ※3 |
| 特記事項 ※1 スロープ上端部の警告(視覚障害者誘導用ブロック)がない。 視覚障害者誘導用ブロックと路面の色の差が小さい。窓口 等へ続く視覚障害者誘導用ブロックがない。 ※2 文字等により意思疎通するための設備がない。 ※3 車いす使用者用駐車場の幅員が狭い。 | | | | | | 施設写真  | | | |


(4)奈良県立青翔中学・高等学校 [施設 8]

| 敷地内 通路 | 主要な 出入口 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | 車いす 使用者用 駐車場 |
|--|------------|------------|----|------|----------|---|--------------|------------|--------------------|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメイト 対応 | 乳幼児 対応等 | |
| フラット | 自動扉 | 有 ※1 | 有 | 有 | スロープ | 有 | 無 | 無 | 有 |
| 特記事項 ※1 視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。段差、スロープ に上端部の警告(視覚障害者誘導用ブロック)がない。 | | | | | | 施設写真  | | | |

(5) ライフ御所店 [施設 9]


| 敷地内 通路 | 主要な 出入口 | 誘導案内 | | | 内部 通路 | 多機能トイレ | | | 車いす 使用者用 駐車場 |
|--------------------------|------------|------------|---------|------|----------|--|--------------|------------|--------------------|
| | | 点字 ブロック | 窓口 | 案内設備 | | 車いす 対応 | オストメイ ト対応 | 乳幼児 対応等 | |
| スロープ | 自動扉 | 無 | 有 ※1 | 有 | エレベーター | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 特記事項 | | | | | | 施設写真 | | | |
| ※1 文字等により意思疎通するための設備がない。 | | | | | |  | | | |

(6) 葛城公園 [施設 10]


| 出入口 | 敷地内 通路 | 誘導案内 | | 水飲場 手洗場 | その他 施設 | 多機能トイレ | | | 車いす 使用者用 駐車場 |
|---|-----------|------------|---------|------------|------------|--|--------------|------------|--------------------|
| | | 点字 ブロック | 案内設備 | | | 車いす 対応 | オストメイ ト対応 | 乳幼児 対応等 | |
| ※1 | フラット | 無 | 有 ※2 | 車いす 対応 | 管理事務 所有 | 有 | 無 | 無 | — |
| 特記事項 | | | | | | 写真 | | | |
| ※1 入口に水平部分が確保されていない。 ※2 障がい者等に対応した案内板ではない。 | | | | | |  | | | |

4-5-3. 経路の状況


(1) 国道 24 号 [経路 1]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---|---------|----|----------|-----|--------|-----|---|
| 有 | ※1 | 有 | 一部マウトアップ | — | 無 | ※2 |  |
| <p style="text-align: center;">特記事項</p> ※1 歩道の有効幅員が 2m 未満となっている区間がある。 ※2 グレーチング(溝蓋)の目が荒い箇所がある。 | | | | | | | |


(2) 県道 榎羅御所線 [経路 2]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---|---------|----|----------|-----|--------|-----|--|
| 有 | 2.0m 以上 | 無 | マウトアップ※1 | 無 | 無 | ※2 |  |
| <p style="text-align: center;">特記事項</p> ※1 車乗り入れ部に傾斜がある。 ※2 グレーチング(溝蓋)の目が荒い。 | | | | | | | |


(3) 県道 御所停車場線 [経路 3～7]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---|-----------|----|--------|------|---------|-----|---|
| 有 ※1 | 2.0m 以上※1 | 無 | マウトアップ | 電柱 有 | 有 ※2 | ※3 |  |
| <p style="text-align: center;">特記事項</p> ※1 一部歩道のない区間がある。 ※2 視覚障害者誘導用ブロックの途切れ、欠損がある。JIS 規格に適合していない。 ※3 グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋の無い箇所がある。 | | | | | | | |


(4)市道 大広相田線 [経路 8]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---|---------|----|---------|------|--------|-----|---|
| ※1 | ※1 | 無 | マウントアップ | 電柱 有 | ※2 | ※3 |  |
| <p>特記事項</p> <p>※1 歩道がない区間がある。 ※2 視覚障害者誘導用ブロックがない区間がある。 ※3 踏切がある。 グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋の無い箇所がある。</p> | | | | | | | |


(5)市道 櫛羅三室線 [経路 9]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|--|---------|----|-------|-----|--------|-----|--|
| 無 | - | - | ※1 | - | - | ※2 |  |
| <p>特記事項</p> <p>※1 縦断勾配が大きい。 ※2 グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋がない。</p> | | | | | | | |


(6)市道 東松本御所橋線 [経路 10]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|--|---------|----|-------|------|--------|-----|---|
| 無 | - | - | - | 電柱 有 | - | ※ |  |
| <p>特記事項</p> <p>※グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋がない。</p> | | | | | | | |


(7)市道 東松本御所線 [経路 11]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---|---------|----|---------|-----|--------|-----|---|
| 有 | 2.0m以上 | 無 | マウントアップ | - | 有 ※ | - |  |
| <p>特記事項</p> <p>※視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。視覚障害者誘導用ブロックに途切れがある。</p> | | | | | | | |


(8)市道 御所 70 号線 [経路 12]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---------------------------|---------|----|----------|------|--------|-----|---|
| 有 | 2.0m以上 | 有 | マウントアップ※ | 看板 有 | 無 | — |  |
| 特記事項 ※歩道の横断勾配が急な箇所がある。 | | | | | | | |


(9)市道 御所 80 号線 [経路 13]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|--|---------|----|-------|------------|--------|-----|--|
| 無 | — | — | — | 電柱 有 ※1 | — | ※2 |  |
| 特記事項 ※1 道路へ突出した植栽がある。 ※2 グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋がない。舗装に凹凸がある。 | | | | | | | |


(10)市道 御所 91 号線 [経路 14]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---|---------|----|-------|------|--------|-----|---|
| 無 | — | — | — | 電柱 有 | — | ※ |  |
| 特記事項 ※グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋の無い箇所がある。白線の薄れがある。 | | | | | | | |


(11)市道 御所 110 号線 [経路 15]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|-------------------|---------|----|-------|-----|--------|-----|---|
| 無 | — | — | — | — | — | ※ |  |
| 特記事項 ※側溝の蓋がない。 | | | | | | | |


(12)市道 御所 114 号線 [経路 16]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|------------------------|---------|----|-------|------|--------|-----|---|
| 無 | — | — | — | 電柱 有 | — | ※ |  |
| 特記事項 ※側溝に蓋の無い箇所がある。 | | | | | | | |


(13)市道 御所 146 号線 [経路 17]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|--|---------|----|---------|-----|--------|-----|--|
| 有 | 2.0m 未満 | 無 | マウントアップ | 無 | ※ | — |  |
| 特記事項 ※視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。 | | | | | | | |

(14)市道 大正 52 号線 [経路 18]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|---------------------------|---------|----|-------|-----|--------|-----|---|
| 無 | — | — | — | — | — | ※ |  |
| 特記事項 ※グレーチング(溝蓋)の目が荒い。 | | | | | | | |

(15)御所駅前広場 [経路 19]

| 歩道の有無 | 歩道の有効幅員 | 段差 | 勾配・舗装 | 支障物 | 点字ブロック | その他 | 経路写真 |
|--|---------|----|-------|-----|---------|-----|---|
| 有 | ※1 | ※2 | — | — | 有 ※3 | — |  |
| 特記事項 ※1 歩行者通行部の幅が狭い箇所がある。 ※2 バスやタクシーの乗降場所に高い段差がある。 ※3 視覚障害者誘導用ブロックの途切れている箇所がある。 | | | | | | | |

4-5-4. 御所駅周辺整備との連携

本市の中心市街地では、御所駅周辺、新地商店街、御所まちの 3 つのゾーンを設定し、地域の持続的発展や活性化を目指したまちづくりを進めています。このうち、御所駅周辺では御所の玄関口として、誰もが訪れやすい快適で魅力的な駅前環境と、おもてなしの空間づくりを計画しています。

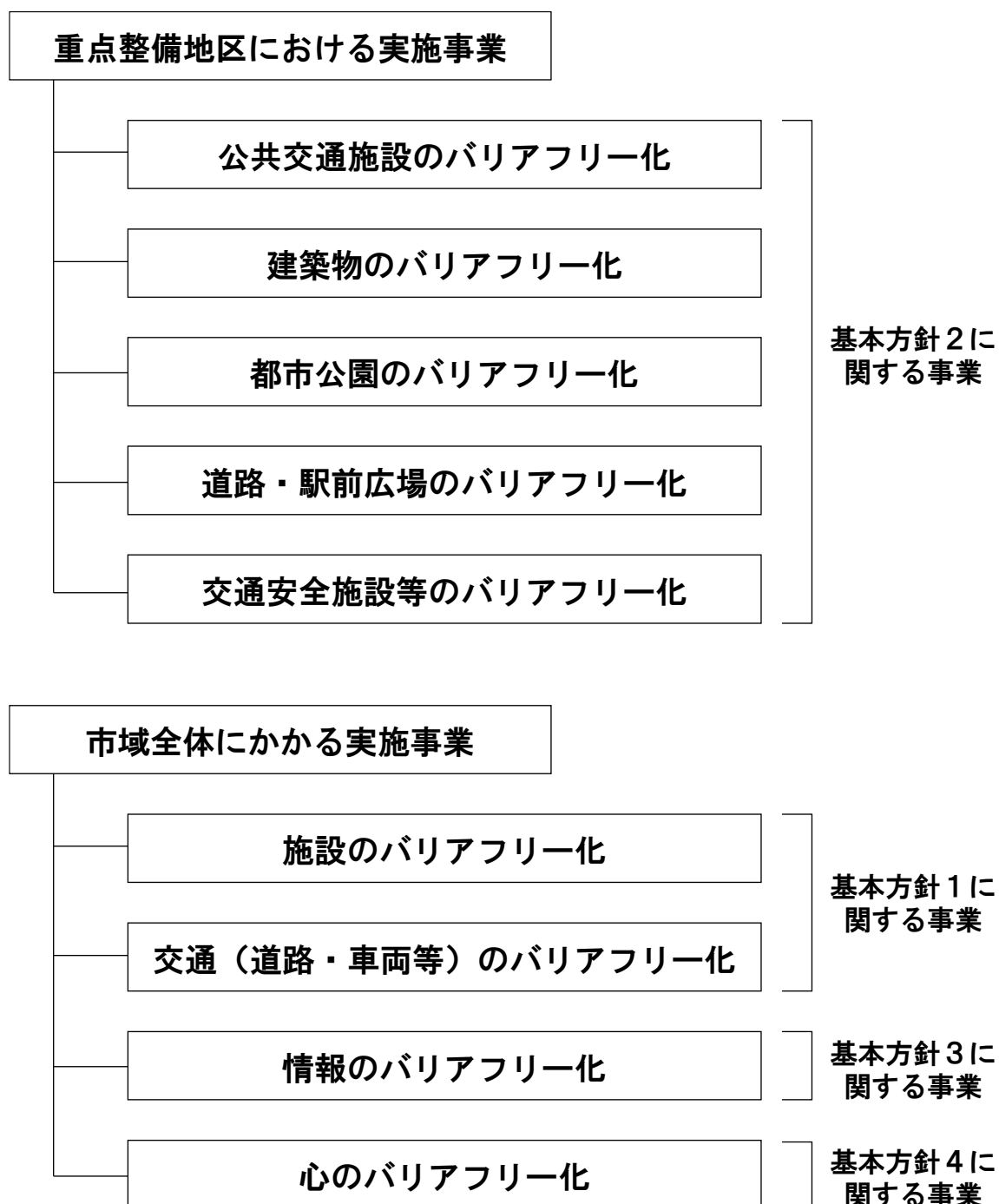
御所市バリアフリー基本構想においては、重点整備地区内の既存の施設や経路を改善して一体的なバリアフリー化を図るという計画趣旨のもと、関連する駅周辺の施設整備や計画と連携し、誰もが安心・安全に移動できる環境づくりを目指します。

また、重点整備地区内の東西軸、南北軸となる経路についても駅周辺の整備と連携し、重点的なバリアフリー化に取り組めます。

第5章 事業計画

5-1. 事業の全体像

本基本構想に基づく事業は、3-1.基本方針に基づく取組みを「重点整備地区における実施事業」、「市域全体にかかる実施事業」に分類して体系化します。



5-2. 事業設定について

5-2-1. 事業の設定方法

事業の設定にあたっては、高齢者や障がい者等の当事者の参加による調査によって問題点を把握しました。その後、問題点を整理し、施設管理者等へ実施可能性の確認を行い、具体的な事業の調整を行いました。

5-2-2. 事業の実施時期

バリアフリー化の実現については、国の基本方針において令和 7(2025)年を目標年次と定めています。しかし、事業によっては大規模な改修が必要となるなど、国の目標年次までの整備が困難であるものもあることから、ここでは、事業の実施時期をそれぞれの事業の完了目標時期によって、短期、中期、長期、継続の 4 つに分類します。なお、上記の目標時期に関わらず、具体的な事業計画を検討する中で、可能な限り早期の実現を図ります。

<実施時期の区分>

| | |
|----|--|
| 短期 | 令和 7(2025)年度までの事業完了を目標とするもの |
| 中期 | 令和 8(2026)年度 から 令和 14(2032)年度までの事業完了を目標とするもの |
| 長期 | 令和 15(2033)年度以降の事業完了を目標とするもの |
| 継続 | 継続して取組む事業 |

5-2-3. 事業の区分

バリアフリー法において、既設の建築物や道路はバリアフリー化の義務を持つものではありませんが、基本構想に「特定事業」を定めた場合、その特定事業を実施すべき施設設置管理者等には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務付けられます。本基本構想において、整備項目は以下のように区分します。

<整備項目の区分>

| | |
|---------|--------------------------|
| ●(黒丸) | : 特定事業(移動等円滑化基準等に係る整備事業) |
| ◆(黒ダイヤ) | : 特定事業(ソフト事業) |
| ○(白丸) | : その他の整備事業 |
| ◇(白ダイヤ) | : その他のソフト事業 |

<特定事業の内容>

特定事業とは、生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関するハード面の事業(公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業)と、令和2(2020)年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト面の事業(教育啓発特定事業)を指します。バリアフリー法における特定事業の内容は、次のように定められています。

【ハード面の事業】

■公共交通特定事業(法2条26号)

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、トイレなど)の整備、これに伴う構造の変更に関する事業
- ・ 鉄道、バス、福祉タクシーなどの車両におけるバリアフリー整備(車両の低床化など)に関する事業

■道路特定事業(法2条27号)

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通路経路の案内標識など)の設置に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、段差解消など)に関する事業

■路外駐車場特定事業(法2条28号)

- ・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など)の整備に関する事業

■都市公園特定事業(法2条29号)

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設(園路、障がい者用トイレ、休憩所等)の整備に関する事業

■建築物特定事業(法2条30号)

- ・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

■交通安全特定事業(法2条31号)

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(道路横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など)に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など)のための事業

【ソフト面の事業】

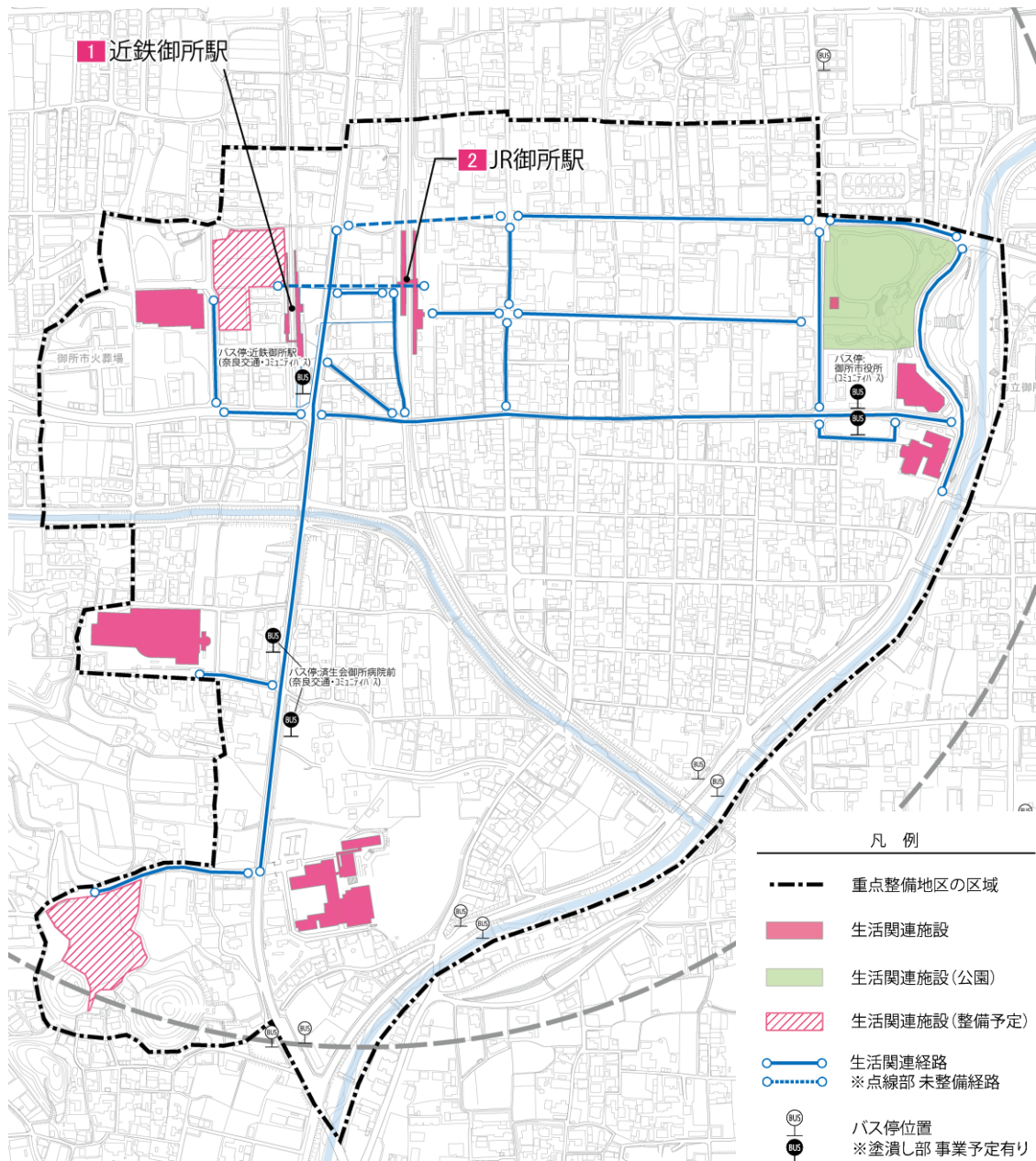
■教育啓発特定事業(法2条32号)

- ・ バリアフリー化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ・ バリアフリー化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

5-3. 重点整備地区における実施事業

5-3-1. 公共交通施設

本市の玄関口となる近鉄・JR 御所駅は、高齢者や障がい者等地域住民をはじめとして、本市を訪れる多くの観光客も利用します。このため、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう駅周辺整備と連携しながら、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」及び「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた施設・設備のバリアフリー化に取り組めます。また、引き続き職員の障がい者等に対する接遇能力の向上に取り組めます。



図：公共交通施設位置

(1)近鉄御所駅【施設 1】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------|-----|------|----|
| ○駅舎の移転に併せたバリアフリー整備 | ※ | 中期 | |
| ◇職員のバリアフリーに関する接客教育の実施 | 近鉄 | 継続 | |
| ◇目の不自由なお客様への声かけ・見守りの励行 | | 継続 | |
| ◇近鉄総合案内センターによる一元対応 | | 継続 | |
| ◇ウェブサイト等によるバリアフリー情報提供 | | 継続 | |

※駅前広場整備に伴う近鉄御所駅の移転を市が計画していることから、バリアフリー基準に沿った新設駅舎の整備について近鉄と協議を行う。

(2)JR 御所駅【施設 2】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------|--------|-------|-------------|
| ○ホーム縁端警告ブロック(内方線付き点状ブロック)の整備 | JR | 長期 | |
| ○案内板の整備 | 御所市※ | 短期 | 構外 |
| ○視覚障害者誘導用ブロックの整備 | | 長期 | 東側構外 出入口 |
| ○スロープへの手すりの設置 | | 長期 | |
| ◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応 | | 短期・継続 | |
| ◇職員のバリアフリーに関する接客教育の実施 | JR・御所市 | 継続 | |

※JR 御所駅舎は御所市所有である。

(3)バス停【奈良交通 近鉄御所駅】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------|--------------|-------|----|
| ○駅前広場の整備に併せた改善 | 御所市・ 奈良交通 | 中期・長期 | ※ |

※柵、ベンチ、視覚障害者誘導用ブロック(乗降口までの経路)、上屋等の設置を検討する。

(4)バス停【御所市コミュニティバス 近鉄御所駅】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------|-----|-------|----|
| ○駅前広場の整備に併せた改善 | 御所市 | 中期・長期 | ※ |

※柵、ベンチ、視覚障害者誘導用ブロック(乗降口までの経路)、上屋等の設置を検討する。

(5)バス停【奈良交通 御所済生会病院前】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|------------------|------|----|
| ○歩道の改善に併せたバリアフリー化 | 奈良国道事務所 ・奈良交通 | 長期 | ※ |

※柵、ベンチ、視覚障害者誘導用ブロック(乗降口までの経路)、上屋等の設置を検討する。

(6)バス停【御所市コミュニティバス 御所済生会病院前】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----------------|------|----|
| ○歩道の改善に併せたバリアフリー化 | 奈良国道事務所 ・御所市 | 長期 | ※ |

※柵、ベンチ、視覚障害者誘導用ブロック(乗降口までの経路)、上屋等の設置を検討する。

(7)バス停【御所市コミュニティバス 御所市役所】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----|------|----|
| ○歩道の改善に併せたバリアフリー化 | 御所市 | 短期 | ※ |

※柵、視覚障害者誘導用ブロック(乗降口までの経路)等の設置を検討する。

5-3-2. 建築物

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「建築物移動等円滑化基準」、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」及び「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた建築物のバリアフリー化に取り組めます。

なお、施設の改修が短期的に難しいこともあるため、大規模改修の実施にあわせたバリアフリー化を実施するとともに、改修の予定が未定の施設においては、簡易的に即効性のある手法を実施し、施設内のバリアフリー化の推進を図ります。

また、職員教育の実施などにより、高齢者・障がい者へ適切な対応を行い、ソフト面でのバリアフリー化に取り組めます。

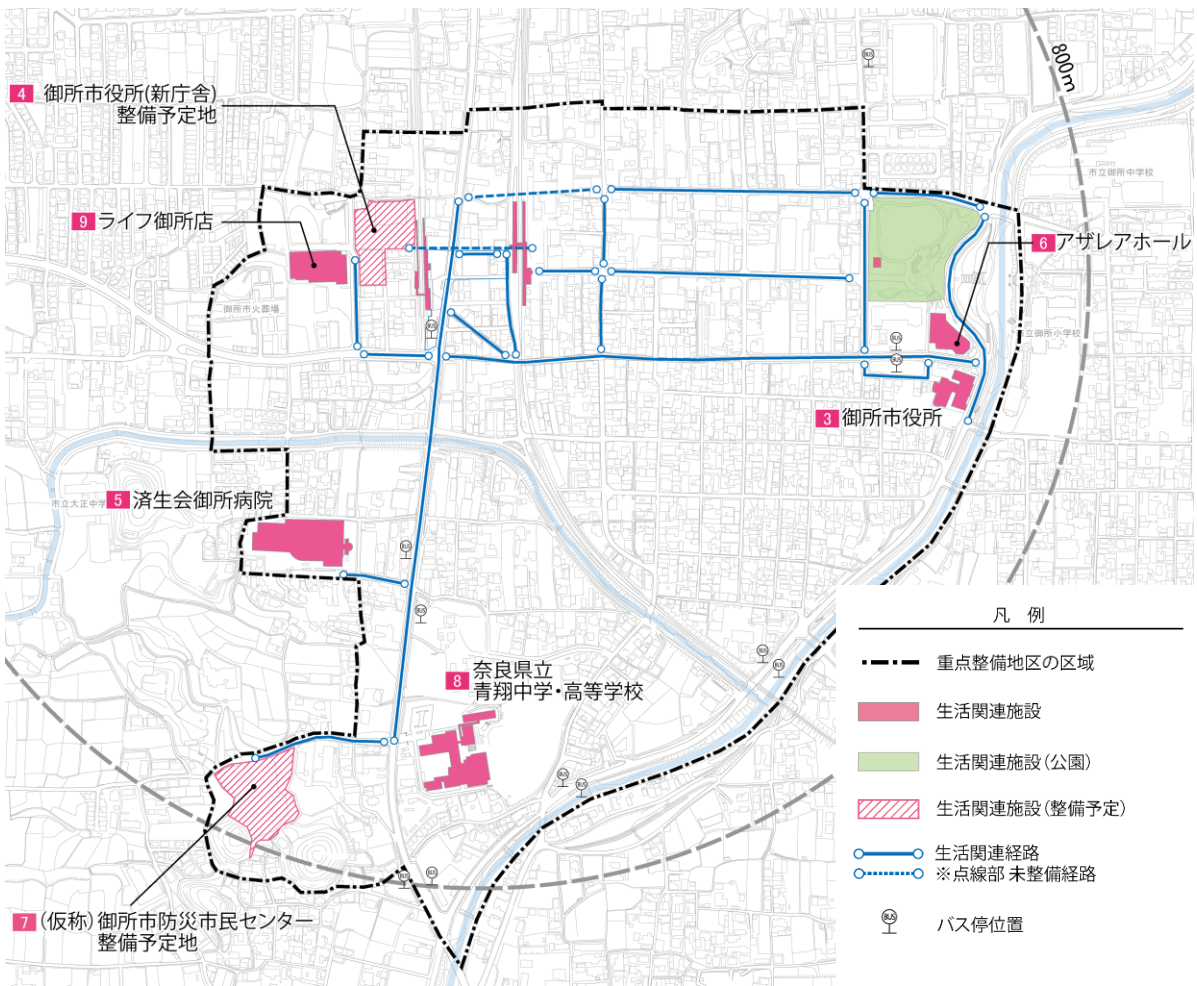


図:建築物位置

(1)御所市役所【施設 3】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------------|-----|-------|----|
| ●案内標識の設置(エレベーター・トイレ内設備) | 御所市 | 短期 | |
| ○スロープへの手すり及び傾斜路識別テープの敷設 | | 中期 | |
| ◇受付窓口付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応 | | 短期・継続 | |
| ◇職員のバリアフリーに関する教育・研修の実施 | | 継続 | |

(2)御所市役所(新庁舎)【施設 4】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------------|-----|------|----|
| ○バリアフリー基準に適合した新庁舎の検討・整備 | 御所市 | 中期 | |

(3)済生会御所病院【施設 5】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------------------|---------|-------|----|
| ○受付ベンチ位置の調整 | 済生会御所病院 | 短期 | |
| ◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応 | | 短期・継続 | |
| ◇職員のバリアフリーに関する教育・研修の実施 | | 継続 | |

(4)アザレアホール【施設 6】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------|-----|-------|----|
| ●視覚障害者誘導用ブロックの補修・敷設(通路・階段上端) | 御所市 | 長期 | |
| ●車いす使用者用駐車場の改良 | | 長期 | |
| ○案内標識の設置(トイレ内設備) | | 中期 | |
| ◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応 | | 短期・継続 | |
| ◇職員のバリアフリーに関する教育・研修の実施 | | 継続 | |

(5)(仮称)御所市防災市民センター【施設 7】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|---------------------|-----|------|----|
| ○バリアフリー基準に適合した施設の整備 | 御所市 | 短期 | |

(6)奈良県立青翔中学・高等学校【施設 8】

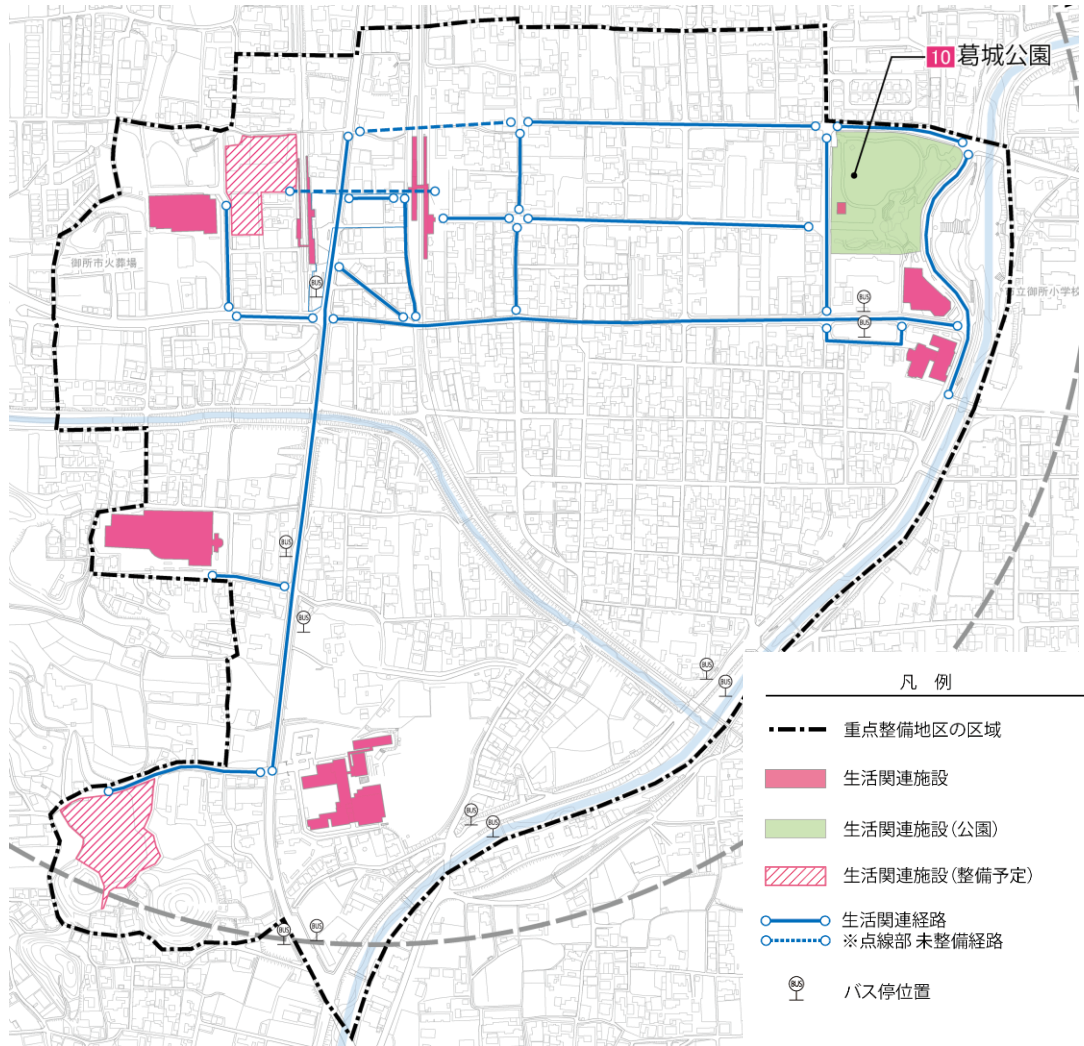
| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------------------------|-----|------|----|
| ○視覚障害者誘導用ブロックの敷設(経路、スロープ・階段上端部) | 奈良県 | 長期 | |
| ○スロープ手すりの設置 | | 長期 | |
| ◇教職員を対象に「心のバリアフリー」をテーマとした人権研修の実施 | | 継続 | |
| ◇生徒を対象に「心のバリアフリー」に関する人権教育の実施 | | 継続 | |

(7)ライフ御所店【施設 9】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------------------|--------|-------|----|
| ◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応 | ライフ御所店 | 短期・継続 | |
| ◇職員のバリアフリーに関する教育・研修の実施 | | 継続 | |

5-3-3. 都市公園

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「都市公園移動等円滑化基準」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた公園のバリアフリー化に取り組めます。



図：都市公園位置

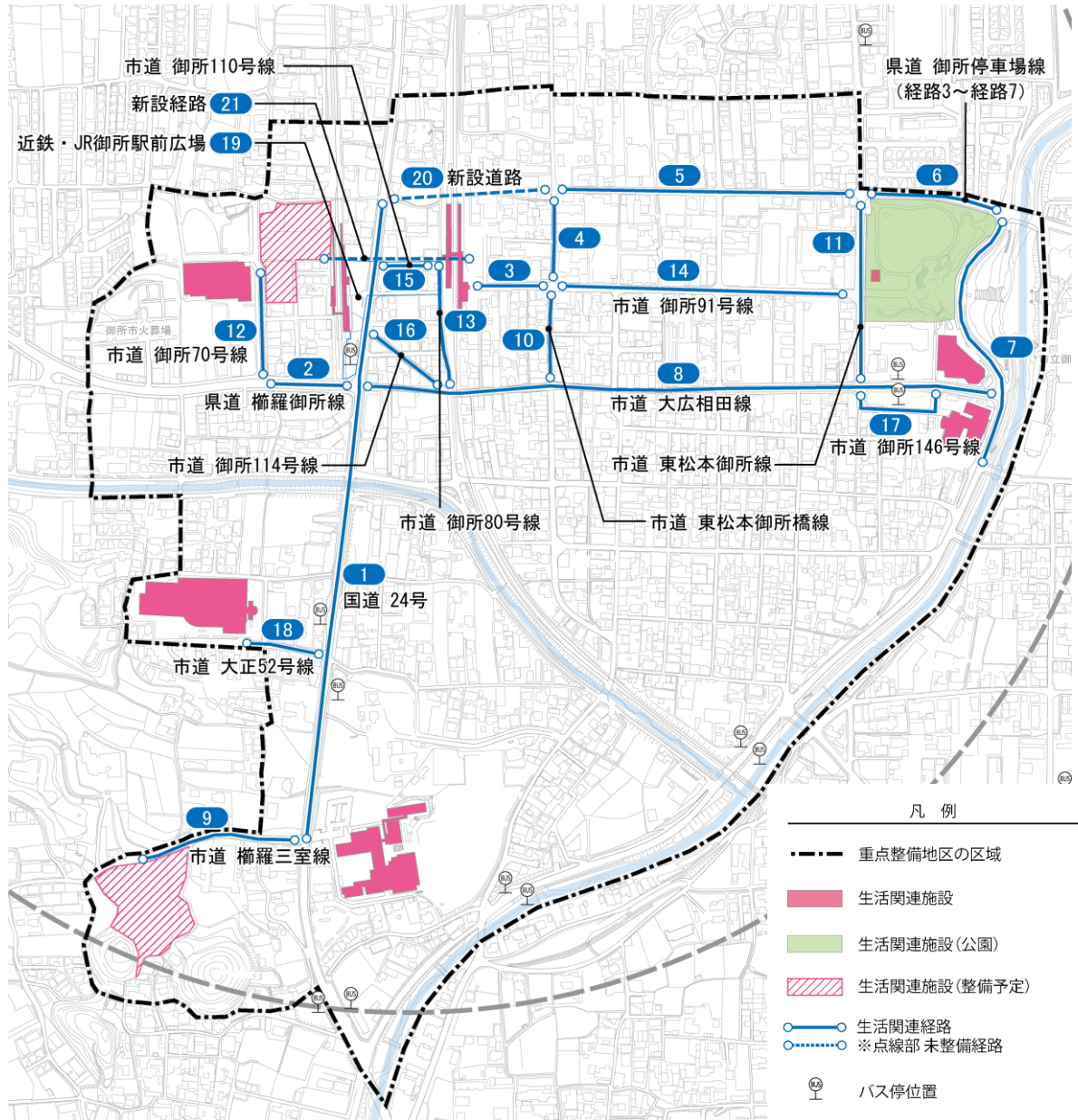
(1) 葛城公園 [施設 10]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|---------------------------------|-----|------|----|
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | 御所市 | 短期 | |
| ●施設配置案内図の改善 | | 短期 | |
| ●出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保 | | 短期 | |
| ●多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置 | | 短期 | |
| ○多機能トイレへのベビーシート設置 | | 短期 | |

5-3-4. 道路・駅前広場

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「道路移動等円滑化基準」、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」及び「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた歩道等のバリアフリー化に取り組めます。

ただし、歩道等のない経路については歩行空間の確保等に努めるとともに、歩道の整備を検討します。



図：経路位置

(1)国道 24 号 [経路 1]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------|---------|-------|----|
| ●歩道の改良 | 奈良国道事務所 | 中期・長期 | ※ |
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | | 中期・長期 | ※ |
| ●フェンス・柵の設置 | | 中期・長期 | ※ |
| ●舗装の改修 | | 短期 | |
| ●グレーチングの改良 | | 短期 | |
| ○バスベ이의設置、柵の設置 | | 中期・長期 | ※ |

※御所駅周辺整備にあわせて順次整備。

(2)県道櫛羅御所線 [経路 2]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|--------------------|-----|------|----|
| ●歩道の改良(急勾配箇所)の改良) | 奈良県 | 中期 | |
| ●横断歩道に接続する縁端部の段差改良 | | 中期 | |
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | | 中期 | |
| ●グレーチングの改良 | | 中期 | |

(3)県道御所停車場線 [経路 3～経路 7]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|---------------------------|-----|------|----|
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修 | 奈良県 | 中期 | |
| ●溝蓋、グレーチングの改良 | | 中期 | |
| ○歩行者スペースの明示(区画線、グリーンベルト等) | | 中期 | |

(4)市道大広相田線〔経路 8〕

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|---|-----|------|-------|
| ●歩道の改良 | 御所市 | 短期 | 市役所周辺 |
| ●横断歩道に接続する縁端部の段差改良 | | 短期 | |
| ○歩行者スペースの明示(区画線等) | | 短期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 短期 | |
| ○踏切道における歩行空間の確保 (カラー塗装、視覚障がい者誘導表示の設置等) | | ※ | |

※視覚障がい者誘導表示の設置基準など、国の検討の動向を踏まえ、早期に対応する。

(5)市道櫛羅三室線〔経路 9〕

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----|------|----|
| ○歩行者スペースの明示(区画線等) | 御所市 | 短期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 短期 | |

(6)市道東松本御所橋線〔経路 10〕

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----|------|----|
| ○歩行者スペースの明示(区画線等) | 御所市 | 短期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 短期 | |

(7)市道東松本御所線〔経路 11〕

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------------|-----|------|----|
| ●歩道の改良 | 御所市 | 中期 | |
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修 | | 中期 | |

(8)市道御所 70 号線 [経路 12]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------|-----|-------|----|
| ●歩道の改良（歩道の拡幅、段差・傾斜の改善） | 御所市 | 中期・長期 | |
| ●横断歩道に接続する縁端部の段差改良 | | 中期・長期 | |
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設 | | 中期・長期 | |
| ○ポットホール等の段差解消 | | 短期 | |

(9)市道御所 80 号線 [経路 13]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------|-----|-------|----|
| ○道路舗装の修繕 | 御所市 | 中期・長期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 中期・長期 | |
| ○グレーチング(集水柵)の改良 | | 短期 | |
| ◇道路へ突出した植栽等の伐採依頼 | | 短期 | |

(10)市道御所 91 号線 [経路 14]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----|------|----|
| ○歩行者スペースの明示(区画線等) | 御所市 | 短期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 短期 | |

(11)市道御所 114 号線 [経路 16]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----|------|----|
| ○歩行者スペースの明示(区画線等) | 御所市 | 中期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 中期 | |

(12)市道御所 146 号線 [経路 17]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|----------------------|-----|------|----|
| ●歩道の改良 | 御所市 | 中期 | |
| ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修 | | 中期 | |

(13)市道大正 52 号線 [経路 18]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------|-----|------|----|
| ○歩行者スペースの明示(区画線等) | 御所市 | 短期 | |
| ○リーディングライン等の設置 | | 短期 | |
| ○グレーチング(集水柵)の改良 | | 短期 | |

(14)近鉄・JR 御所駅前広場 [経路 19]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------|-----|-------|----|
| ○バリアフリー基準に適合した駅前広場の整備 | 御所市 | 中期・長期 | |
| ○バリアフリー基準に適合した公衆トイレの整備 | | 中期・長期 | |
| ○視覚障害者誘導用ブロックの改善(配置等) | | 短期 | |
| ○ロータリーの暫定整備 | | 短期 | |

(15)新設道路 [経路 20]

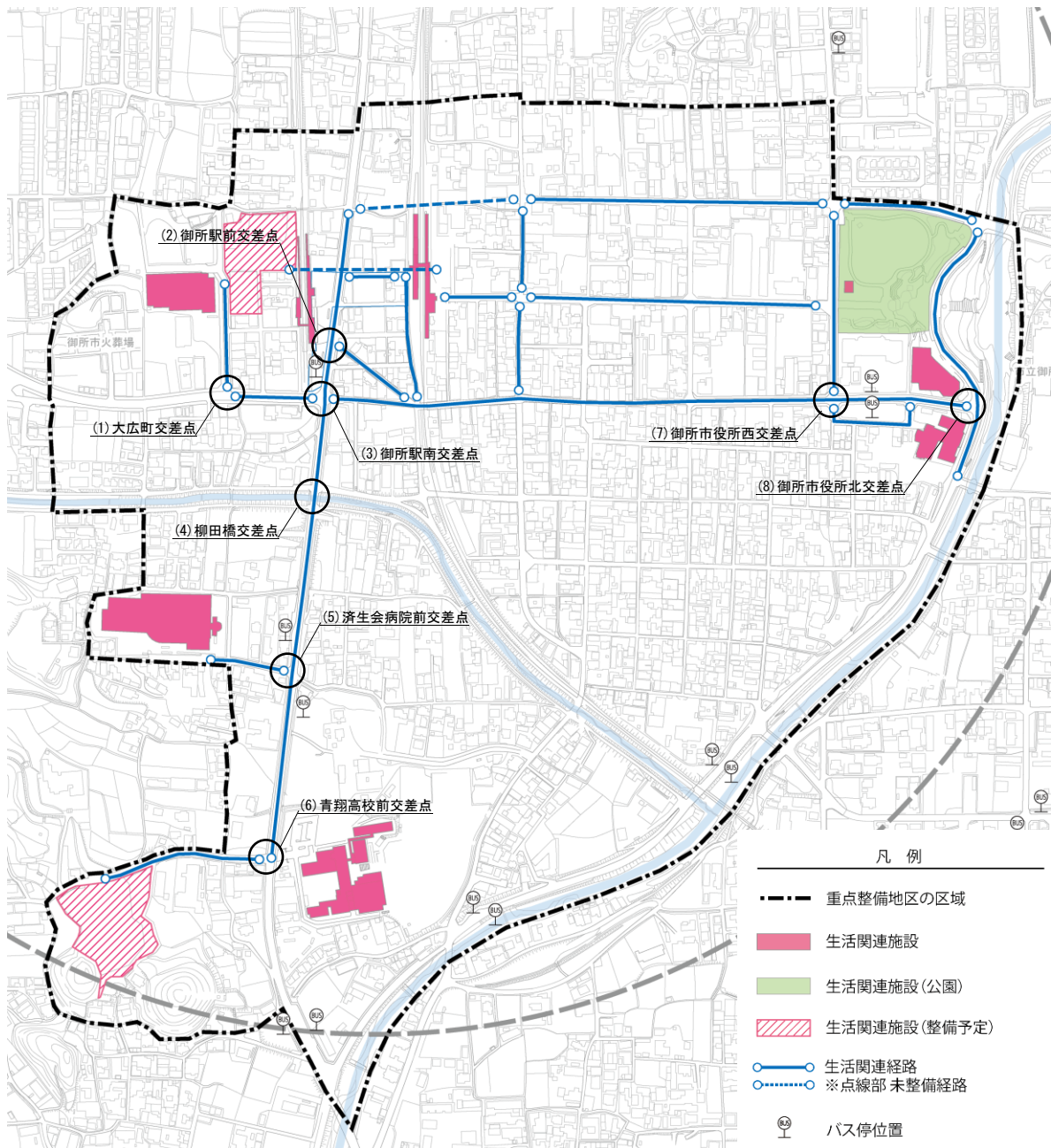
| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-----------------------|-----|------|----|
| ○バリアフリー基準に適合した新設道路の整備 | 協議中 | | |

(16)新設経路 [経路 21]

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-----------------------------|-----|------|----|
| ○バリアフリー基準に適合したデッキなど歩行者空間の整備 | 御所市 | 長期 | |

5-3-5. 交通安全施設等

多数の高齢者、障がい者等の利用がある交差点の信号については、必要に応じて、音響式信号機、青延長用押ボタン付き信号機、その他の施設の改良を検討します。また、交通違反や違法駐車・駐輪等の取締りなどにより、バリア(障壁)の解消に努めます。



(1)大広町交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------|-------|------|----|
| ●視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備 | 公安委員会 | 中期 | |
| ●高齢者等感应信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 | | 中期 | |
| ○横断歩道の引き直し | | 短期 | |

(2)御所駅前交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|--------------|-------|-------|----|
| ○エスコートゾーンの設置 | 公安委員会 | 中期・長期 | ※ |

※駅前整備と調整。

(3)御所駅南交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|--------------|-------|-------|----|
| ●エスコートゾーンの設置 | 公安委員会 | 中期・長期 | ※ |

※国道 24 号改良に伴う整備。

(4)柳田橋交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------|-------|-------|----|
| ●視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備 | 公安委員会 | 中期・長期 | ※ |
| ●高齢者等感应信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 | | 中期・長期 | ※ |

※国道 24 号改良に伴う整備。

(5)済生会病院前交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------|-------|-------|----|
| ●高齢者等感应信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 | 公安委員会 | 中期・長期 | ※ |
| ●エスコートゾーンの設置 | | 中期・長期 | ※ |

※国道 24 号改良に伴う整備。

(6)青翔高校前交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------|-------|-------|----|
| ●高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 | 公安委員会 | 中期・長期 | ※ |

※国道 24 号改良に伴う整備。

(7)御所市役所西交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------|-------|-------|----|
| ●視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備 | 公安委員会 | 短期・中期 | ※ |
| ●歩行者横断時間の確保 | | 短期・中期 | ※ |
| ●エスコートゾーンの設置 | | 短期・中期 | ※ |

※市道改良に伴う整備。

(8)御所市役所北交差点

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|--------------|-------|------|----|
| ●エスコートゾーンの設置 | 公安委員会 | 中期 | |

(9)その他

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|--------------------------------------|---------------|------|----|
| ◆交通違反や違法駐車などの取締り強化 | 公安委員会 | 継続 | |
| ◆違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動 | 公安委員会 ・御所市 | 継続 | |

5-4. 市全体にかかる実施事業

5-4-1. 施設のバリアフリー化

誰もが利用しやすい建築物をめざすユニバーサルデザインの考え方により、「建築物移動等円滑化基準」、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」などに基づき、高齢者、障がい者等の目線に立ったバリアフリー化を推進します。また、新設時のほか、改修時にもバリアフリー化に努めます。

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------------|-----|------|----|
| ○小・中学校における施設のバリアフリー化の推進 | 御所市 | 継続 | |
| ○その他公共施設におけるバリアフリー化の推進 | | 継続 | |
| ○公園、緑地のバリアフリー化の推進 | | 継続 | |

5-4-2. 交通のバリアフリー化

市内の歩行者が多い道路等について、歩道の改良など安全で快適に利用できる交通環境づくりを進めます。また、公共交通機関についても、技術的・社会的な動向を考慮しながら更なるバリアフリー化を進めます。

【バス車両：奈良交通】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-----------------------------------|------|------|----|
| ●移動円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)の導入 | 奈良交通 | 継続 | |
| ◇バスロケーションシステムによる情報提供の継続 | | 継続 | |
| ◇乗務員に対するバリアフリー教育・研修の実施 | | 継続 | |

【バス車両：御所市コミュニティバス】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-----------------------------------|-----|------|----|
| ●移動円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)の導入 | 御所市 | 継続 | |
| ◇乗務員に対するバリアフリー教育・研修の実施 | | 継続 | |
| ◇効率的で利便性の高い公共交通への再編 | | 短期 | |

【タクシー車両(介護タクシー車両含む)】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------|----------------|------|----|
| ●福祉タクシー車両の導入 | 一般乗用旅客自動車運送事業者 | 継続 | |
| ◇乗務員に対するバリアフリー教育・研修の実施 | | 継続 | |

【道路】

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|--------------------------------------|-----------|------|----|
| ○通学路における交通安全の強化 | 御所市 | 継続 | |
| ○交通安全施設の計画的な整備 | | 継続 | |
| ◆違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動 | 公安委員会・御所市 | 継続 | |

5-4-3. 情報のバリアフリー化

障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な情報を得ることができるような支援の充実や、情報手段に配慮した取組を進めます。また、災害時等において、高齢者、障がい者等は状況などに関する情報の入手・利用が困難であるため、わかりやすい情報提供に努めます。

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|---|-----|------|----|
| ◇ホームページ等を利用したバリアフリーに関連した情報提供 | 御所市 | 継続 | |
| ○観光特性(歴史性の保持)や景観等に留意した上での、わかりやすい案内表示(サイン)の設置 | | 継続 | |
| ○点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくりなど、障がい者等に配慮した案内の検討 | | 継続 | |
| ◇緊急時、災害時の情報提供方策の検討 | | 短期 | |

5-4-4. 心のバリアフリー化

高齢者、障がい者等が快適に暮らすためには、施設整備(ハード整備)だけでなく、周囲の人たちの理解が必要です。高齢者、障がい者等について正しく理解し、対等な立場となって、お互いに助け合うといった「心のバリアフリー」を促進します。

| 事業内容 | 事業者 | 実施時期 | 備考 |
|-------------------------------|------------------------|------|----|
| ◆小・中学校におけるバリアフリー教育の実施 | 御所市・ 御所市社会 福祉協議会 | 継続 | |
| ◆市民に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施 | | 継続 | |
| ◆市職員に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施 | | 継続 | |
| ◇NPO・ボランティア等への活動支援や連携 | | 継続 | |
| ◇まほろば「あいサポート運動」への参加・連携 | | 継続 | |

第6章 バリアフリー化の推進に向けて

6-1. 市民、事業者、行政の協働

本基本構想に基づき、総合的なバリアフリー化を進めていくためには、市民、施設設置管理者、関係行政機関の連携が重要であり、利用者の意見聴取、事業実施後の点検・評価、その後の事業への反映等の仕組みを市民参画の下に確立することが求められます。

このため、市民、事業者、行政が相互に協力して役割分担を図り、バリアフリー化に努めるものとします。

表:市民、事業者、行政の役割

| | | |
|--------|--------|---|
| 市民の役割 | | <ul style="list-style-type: none">・ バリアフリーに対する点検、評価への積極的な参加・ 高齢者、障がい者等の立場に立った行動の心がけ・ 各事業者のバリアフリー化に対する協力 |
| 事業者の役割 | | <ul style="list-style-type: none">・ 基本構想に基づくバリアフリー化の実施及び維持管理・ バリアフリー化にあたっての利用者の意見聴取及び集約・ 職員、従業員の心のバリアフリー教育の推進 |
| 行政 | 国・県の役割 | <ul style="list-style-type: none">・ 基本構想に基づくバリアフリー化の充実及び維持管理・ バリアフリーに関する情報提供及び費用面での支援・ 心のバリアフリーに関する啓発、教育活動の推進 |
| | 市の役割 | <ul style="list-style-type: none">・ 基本構想の策定と段階的かつ持続的な発展(スパイラルアップ)・ 基本構想に基づくバリアフリー化の実施及び維持管理・ 庁内関係部署の連携によるバリアフリー推進体制の確立・ 心のバリアフリーに関する啓発、教育活動の推進 |

6-2. 推進体制

今後、各施設設置管理者等が基本構想に基づいた取組みを進めて行くうえで、事業の実施等について進捗を検証し、改善していくことが必要です。また、一体性や連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要です。

このため、市内だけでなく、市民、施設設置管理者等、関係行政機関等が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「御所市バリアフリー推進協議会」を継続設置します。また、推進協議会では、基本構想に定める事業の実施の進捗確認や、一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。

<御所市バリアフリー推進協議会>

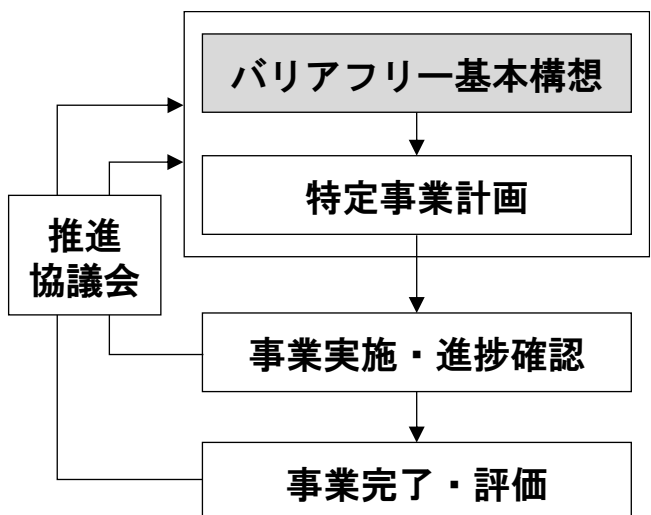
目的：基本構想の作成に係る協議、基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整

構成：学識経験者、高齢者団体・障がい者団体等の代表者、地域住民の代表者、公共交通事業者その他の施設設置管理者、奈良県公安委員会の職員、市及び関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者

6-3. 進行管理

今後、人口減少や少子高齢化がより進行することで、バリアフリーに限らず、様々な変化が生じてくることが予想されます。

本基本構想及び特定事業計画が、効率的に、着実に実施されるよう、定期的な検証とこれに基づく計画の見直しを適宜実施し、スパイラルアップ(継続的な改善、向上)を図ります。



図：進行管理のイメージ

【参考資料】

1. 用語の説明

あ行

あいサポート運動

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、①障がいの内容・特性、②障がいのある方が困っていること、③配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを理解し、実践する「あいサポーター」を養成していくことにより、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すものです。

移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に、身体の負担を軽減することにより、移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいいます。本基本構想では、「バリアフリー化」と同義に用いています。

移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがあります。

エスコートゾーン

横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつけたもので、視覚障がい者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された横断歩道帯です。

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人のことです。オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、通常の便座は利用できず、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。

音響式信号機

視覚障がい者に青信号となったことを音により知らせる装置です。一般的に、南北方向には“ピヨピヨ”、東西方向には“カッコー”の音声で知らせます。

か行

ガイドライン

移動等円滑化基準を補完するもので、望ましい整備に関する事項や具体的な整備方法などが示されています。現在、旅客施設・車両、建築物、公園、道路について各種ガイドラインが発行されています。

グリーンベルト

歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに路側帯であることを視覚的に認識させるものです。

グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するものです。

蹴込み(けこみ)

車いす使用者が券売機に正対して使用する場合、つま先部分がつかえて券売機に近づきづらい状況となります。そのため、券売機の足元付近に蹴込みと呼ばれる凹部を設けることで券売機に近づきやすくなり、より高い位置のボタンも操作可能となります。

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化基準は、建築物内の廊下や便所、エレベーターなどのほか、敷地内の通路や駐車場について守るべき基準が示されたもので、バリアフリー法施行令に記載されています。

一方、建築物移動等円滑化誘導基準は、正式名を「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」といい、建築物移動等円滑化基準よりも望ましい基準を示したものです。

公共交通移動等円滑化基準

正式な名称は「移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準」であり、旅客施設のエレベーターやトイレなどの設備に関する基準のほか、鉄道やバスの車両について移動等円滑化を図っていく基準が示されています。

勾配(こうばい)

傾きのことをいい、道路勾配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離 1m に対して 5cm の高低差が生じている場合、勾配は 5% となります。

高齢者等感応信号機

通常の歩行者信号機の青時間では横断できない高齢者や障がい者等のために設置される押しボタン式の信号機で、白色の箱のボタンを押すことや携帯用発信機を用いることで、歩行者の青時間を延長することができる装置です。

心のバリアフリー

心のバリア(障壁)とは、高齢者や障がい者などが持つ問題を知らずとしないことや、理解しないことを意味します。この心のバリアを無くすことを「心のバリアフリー」といい、とくにバリアフリー法では、高齢者や障がい者などへの理解を深めることにより、駐輪等の自身の行為で高齢者、障がい者等の施設の利用を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなどについて「心のバリアフリー」として国民の責務としています。

さ行

サイン

サインには、しるし、符号、表示、掲示、標識の意味があります。サインを適切に配置することにより、人は自分の位置を確認したり、施設や設備の位置を把握することができ、円滑な移動や施設の利用が可能になります。

視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。なお、視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されていますが、平成 13 年に JIS 規格化されており、ガイドラインでは JIS 規格の使用が推奨されています。

施設設置管理者等

施設設置管理者とは、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者、市道や県道などの道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主など、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者をいいます。また、本基本構想では、施設設置管理者等の「等」は、信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、概ね400ヘクタール未満の区域となります。

情報アクセシビリティ

高齢者や障がいのある方に限らず、全ての人が、様々な場面・状況下においても情報を入手・利用・意思疎通ができるようにすることです。

触知図、触知案内板

視覚障がい者が施設等の案内図を触って判読できるよう、施設の形状や設備の配置、名称などについて浮き文字により示した案内板です。建築物や駅舎、公園の出入口付近のほか、トイレ等の出入口に設置されます。

スパイラルアップ

バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障がい者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展のことです。

生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいいます。生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場、建物内及び敷地にある通路などのことです。

た行

多機能トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト(人工肛門や人工ぼうこうの保持者)、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレです。

段鼻(だんばな)

階段等の段の先端のことです。また、階段の段鼻部は、移動等円滑化基準により明度差(明暗の差)等を設けるよう示されています。

低床バス

通常のバスより床面が低いバスのことです。地面から床面までが55cm程度で、乗降ステップが1段のワンステップバス、床面までが25~30cm程度で乗降ステップのないノンステップバスがあります。

道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は正式名を「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」といい、歩道の幅員や舗装、勾配などについて守るべき基準が示されています。

特定事業、特定事業計画

特定事業はバリアフリー基本構想に定める事業のうち、実施義務が生じる事業をいいます。また、特定事業について、具体的な事業内容やスケジュール等を定めたものが特定事業計画です。この特定事業計画はバリアフリー法において、バリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものです。

徒歩圏

人が歩いて行ける距離の範囲内のことをいいます。本基本構想では、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示された半径 800m を採用しています。

な行

内方線(ホーム縁端警告ブロック)

ホームの縁端には、視覚障がい者の転落を防止するために点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障がい者は点状ブロックの上に立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかわからなくなるため、ガイドラインでは、ホーム縁端に敷設する点状ブロックのホーム側に内方線を示すよう推奨しています。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

障がい者、高齢者等をはじめとする全ての県民にとって、安全で快適な生活環境の整備を推進するために制定された条例です。建物や道路等のバリアフリー化の整備基準が示されており、一定規模・用途の施設は、整備時に届出が必要となります。

ノーマライゼーション

障がいを持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でも生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方です。

は行

バスベイ

バスが交通の流れから外れて停車できる乗降場のことです。

バスロケーションシステム

GPSなどを用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステムです。

バリアフリー

高齢者や障がい者、妊産婦等の移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁(バリア)を除去することです。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。

ピクトグラム(標準案内用図記号)

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのことです。JIS 規格に定められたものと交通エコロジー・モビリティ財団により公表されたものがあります。

歩車分離

歩道と車道を物理的に分離する状態のことをいいます。特に移動等円滑化基準では、15cm 以上の縁石で分離する必要があるとされています。

ポットホール

アスファルト舗装の道路のくぼみやへこみ、穴をいいます。

ま行

耳マーク

聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくいために、誤解をされたり、不利益を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が多くあります。そのため、耳の不自由を自己表示する必要があるということで考案されたシンボルマークです。施設等の窓口には、筆談等により聴覚障がい者への対応が可能であることを示すため、設置の普及が進められています。

や行

有効幅員

通行上支障のない部分の幅をいい、全幅員から植樹帯・電柱・防護柵等の支障物を除いた幅のことです。ただし、側溝に蓋を設ける場合には、側溝の幅も有効幅員に含みます。

ユニバーサルシート(大型多目的シート)

多機能トイレに設置する設備で、成人も介護できるよう配慮された大型のシートです。多機能トイレの利用者の支障とならないよう、一般的には、折りたたみ式となっています。

ユニバーサルデザイン

「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体の状況など人々がもつ様々な個性や違いを超えて、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、はじめから誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行なっていくという考え方をいいます。

ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、誰もが使いやすい新しいタクシーです。予約制の福祉限定による利用に限らず、街中で呼び止めて誰もが気軽に利用できます。

ら行

リーディングライン

歩道の舗装の素材や色を変えることで視覚障がい者等を誘導するラインのことです。歩道が無く狭小な歩行スペースである道路において、基準外の整備として用いられます。

路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第2条で定められており、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。また、このうちバリアフリー法で対象となるものを特定路外駐車場といい、一般公共の用に供し、駐車マスの部分の合計面積が500㎡以上のものであって、利用の際、駐車料金を徴収するといった要件を備える駐車場を指します。

2. ヒアリング調査、まち歩き点検調査の概要

2-1. ヒアリング調査の概要

(1) 調査趣旨と概要

バリアフリー基本構想の策定に向けて、高齢者や障がい者の方々へ聞き取り調査を行い、御所駅周辺の問題点や要望、市全域のバリアフリー化に向けた課題等を把握することを目的としてヒアリング調査を実施しました。



| | |
|------------|---|
| 実施日 | 令和4(2022)年5月19日 令和4(2022)年6月1日 |
| ヒアリング調査団体等 | 御所市自治会連合会等(高齢者・地域住民) 御所市身体障害者福祉協会(身体障がい) 御所市手をつなぐ育成会(知的障がい) |

(2) 調査項目

| | |
|------------------------|--|
| よく利用する施設について | <ul style="list-style-type: none"> よく利用する施設(公共施設、病院、公益施設、商業施設等) 御所駅周辺でよく利用する施設 施設利用時に直面したバリアフリーに関する問題点 |
| 移動手段について | <ul style="list-style-type: none"> 御所駅周辺の移動手段に関する問題点 施設等への移動手段と問題点 鉄道やバス、タクシー等の利用状況 鉄道利用時(駅や電車内)の問題点 バス利用時(バス停やバス車両)の問題点 タクシー利用時の問題点 その他の移動手段の問題点 |
| 歩行(車いすやベビーカーを含む)移動について | <ul style="list-style-type: none"> 御所駅周辺の歩行上の問題点 その他の歩行しているときに生じる問題点 信号機の問題点 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーやマナーに関する問題点 本市、本地域で優先すべきバリアフリー施策 市全体のバリアフリー化に向けた課題、問題点 |

(3)意見の概要

【よく利用する施設と移動手段】

- ・ 普段の生活において、市役所・スーパー・病院をよく利用する。
- ・ 利用する施設への移動手段は、徒歩や車が多い。

【施設・経路に関する意見】

◆鉄道駅に関する意見

- ・ JR 御所駅の西口に切符売り場がほしい。
- ・ JR 御所駅の階段(跨線橋)を上るのが大変である。
- ・ 危ないと分からずホームに降りることも考えられるため、大きな駅にはホームドアがあると良い。

◆車両に関する意見

- ・ 急に大きい声を出してしまうので新幹線などは周りの人に迷惑がかかる。このような特性の人でも乗りやすい設備(区画されたスペースなど)があると良い。
- ・ 足が悪い人でも乗り降りのしやすい低床のコミュニティバスが導入されて良くなった。全てのバスが低床になると良い。

◆建築物に関する意見

- ・ 車いすで開き戸を使うとき、ぶつかったり、入る前に閉まったりして不便である。施設の扉は引き戸や自動ドアが良い。
- ・ 異性介助を行うこともあるので、多機能トイレは男女共用部に設置してほしい。
- ・ 大型施設には、パニックを防ぐための気持ちを落ち着かせる部屋があると良い。

◆経路に関する意見

- ・ 市内の道路(街路)は狭くて危険と感じる箇所が多いため、バリアフリー化にあたって優先的に進めてほしい。
- ・ 国道 24 号の歩道は狭くて危ない。拡幅して段差のない歩道をつけてほしい。
- ・ 御所駅南交差点は歩道だまりが狭く自動車の交通量が多い。障がい者を含む歩行者が安全に渡れる形にしてほしい。
- ・ 駅前広場では、バスやタクシーの乗降場所に段差があって不便である。
- ・ 京奈和自動車道と山麓線の間を繋ぐ御所駅周辺の東西の道路は、どれも交通量があるのに道幅が狭い。通り抜けしやすい新設道路ができることを期待している。

- ・ライフ御所店と済生会御所病院をつなぐ街路のうち、柳田川の右岸堤内地(病院側)は、階段の勾配が急で危険である。手すりをつけてほしい。

◆その他の意見

- ・御所市役所やライフ御所店、済生会御所病院をひとつのエリアとして、集中的にバリアフリー化する取組みは効果的だと思う。

【心のバリアフリー等に関する意見】

- ・ヘルプマークは外見では分からない障がいや疾患を持つ人が分かるので、周りから理解を得やすくて良い。
- ・介助者用の腕章などがあると、周囲に理解されやすいと思う。
- ・周りの方の障がい者に対する理解が不足、外出時に介助者も負担を感じる。
- ・レジなどのデジタル化された設備の表示はわかりやすいものとしてほしい。(変化への対応が苦手な方もいるため)

2-2. まち歩き点検調査の概要

(1)調査趣旨と概要

バリアフリー基本構想の策定に向けて、御所駅周辺のバリアフリー上の課題や整備要望を把握することを目的としてまち歩きやバリアフリーマップ作成などを含む住民参加型のまち歩き点検調査を実施しました。

| | |
|---------|------------------------------|
| 実施日時 | 令和4(2022)年6月1日 午前10時～午後0時15分 |
| 調査地区 | 近鉄・JR 御所駅周辺 |
| まとめ作業会場 | 御所市アザレアホール 2階多目的スペース |

(2)調査参加者

| 区分 | 特性 | 人数 | 備考 |
|--------|------------------|-----|----|
| 調査員 | 学識経験者 | 2名 | |
| | 車いす使用者 | 1名 | |
| | 介助者 | 1名 | |
| | 肢体障がい者 | 1名 | |
| | 視覚障がい者 | 1名 | |
| | 聴覚障がい者 | 1名 | |
| | 知的障がい者の介助者 | 2名 | |
| | 高齢者・地元居住者 | 2名 | |
| オブザーバー | 御所市バリアフリー推進協議会委員 | 8名 | |
| スタッフ | 市職員等 | 21名 | |

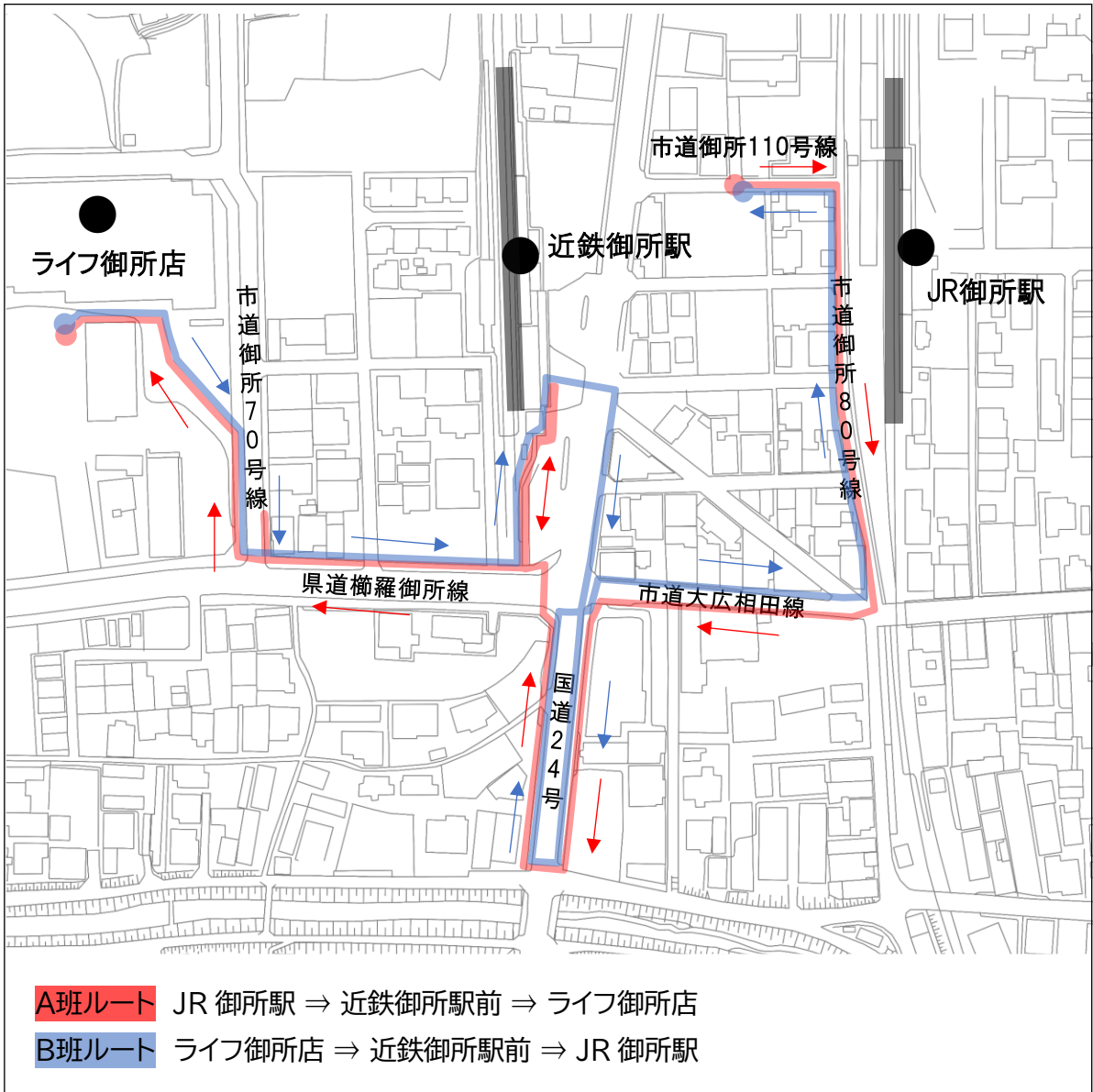


(3)調査の方法

手法:まち歩き点検調査、ブレインストーミング(集団でアイデアを出し合う発想法)

詳細:参加者とまち歩きを行い、バリアフリー上の問題点を点検しました。その後、点検調査の結果をマップ上に付箋を貼り付けてまとめました。

<まち歩きのルート>



(4)調査結果

【鉄道駅に関する主要な意見】

◆移動経路に関する意見

- ・ 構外の出入り口に屋根をつけてほしい。
- ・ 跨線橋などがある駅ではエレベーターがほしい。

◆トイレに関する意見

- ・ トイレは明るく使いやすいように改良してほしい。
- ・ 誰もが使える設備の整ったトイレを整備してほしい。

◆プラットホームに関する意見

- ・ 内方線を設置してほしい。
- ・ ホームと電車の段差に注意が必要。

◆待合スペースに関する意見

- ・ ホームに待合室があれば、知的障がいの人たちは電車が来るまで線路に落ちることがない。



【建築物に関する主要な意見】

◆敷地内の通路に関する意見

- ・ 階段の高さや手すり、段鼻の色分けに留意してほしい。
- ・ 雨の日に滑らない舗装材としてほしい。

◆視覚障がい者の誘導に関する意見

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの色と床の色に差(明度差、輝度比)をつけてほしい。

◆トイレに関する意見

- ・ 障がい者用トイレとして、介護者が一緒に入れること、おしめを替えるためのユニバーサルシートを入れることをしてほしい。



【道路に関する主要な意見】

◆歩道の有無に関する意見

- ・歩道の無い道や路側帯の歩行スペースが狭い箇所がある。

◆歩道の幅・傾斜に関する意見

- ・すれ違いのできない歩道がある。
- ・車の出入りのためか、歩道の横勾配が急な箇所がある。マウントアップ型から(セミ)フラット型にするなどの対策が必要。

◆舗装・段差に関する意見

- ・繰り返し施工した舗装跡の凸凹や歩道の段差を改善してほしい。
- ・路面は雨の日でも滑りにくいようにしてほしい。

◆支障物に関する意見

- ・歩行スペースに電柱がある。

◆視覚障がい者の誘導に関する意見

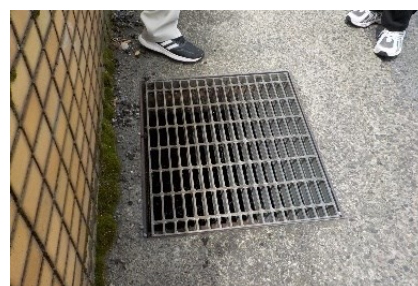
- ・視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの色と路面の色に差(明度差、輝度比)をつけてほしい。

◆側溝・グレーチング・柵に関する意見

- ・粗目のグレーチングが使われており、杖などが引っかかるおそれがある。
- ・側溝に蓋の無い箇所がある。
- ・歩道と車道の間には柵があると安心できる。

◆その他の意見

- ・道路全体のバリアフリー化を優先して進めてほしい。



【駅前広場に関する主要な意見】

◆バス・タクシー乗降場に関する意見

- ・バスやタクシー乗り場の段差が高く、不便である。
- ・タクシーに乗るときは、段を降りてまわり込む必要があって不便である。
- ・車やバスの乗降場所に庇がなく、雨に濡れる。
- ・バス乗り場の鋼製蓋が錆びている部分がある。



◆視覚障がい者の誘導に関する意見

- ・マンホールによって視覚障害者誘導用ブロックが途切れている箇所がある。



◆その他の意見

- ・駅前広場は市の顔のため、美しく整備してほしい。

【交差点(信号機)・踏切に関する主要な意見】

◆交差点に関する意見

- ・歩道だまりの狭い箇所がある。
- ・横断歩道に接続する歩道の縁は、車いすが通りやすいような形状としてほしい。
- ・横断歩道の表示が一部消えている箇所がある。
- ・周りの音が大きく、音響式信号機の音が聞こえない箇所がある。
- ・押しボタン式信号機のボタンを押しても青信号の時間が短い箇所がある。



◆踏切に関する意見

- ・踏切前、内部に視覚障がい者誘導表示がほしい。
- ・車いすでは、歩行部分を分けなければ車が通っている時に渡れない。



【その他の意見】

- ・「すぐに改善できること」と、「時間がかかっても全体的に直すこと」の仕分けを明確にして事業に取り組んでほしい。

3. 障がい者とユニバーサルデザインに関するマーク

3-1. 障がい者に関するマーク

障がい者に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。これらのマークには、国際的に定められたものや、各障がい者団体等が独自に提唱しているものがあります。一人ひとりがマナーと思いやりを持って、暮らしやすい社会にするために、これらのマークを見かけた場合には、ご理解とご協力をお願いいたします。

障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。



障害者のための国際シンボルマーク

車いす使用者に限らず、障がいのある全ての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。



視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚に障がいのある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる音響式信号機など、視覚に障がいのある人が利用する機器等に表示されています。



耳マーク

聴覚に障がいのある人のためのマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。



補助犬同伴可マーク

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の施設への受け入れを示すマークです。広く一般に、補助犬を正しく理解してもらい、補助犬使用者が安心して施設を利用できることを願い作成されました。



ハート・プラスマーク

身体の内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいいため、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



オストメイトマーク

オストメイト(人工こうもん、人工ぼうこうをつけた人)を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに表示されています。



ヘルプマーク

義足や内部障がいのある方など、外見からは配慮が必要とわからない方が、周りに配慮を必要としていることを知らせるマークです。平成 24 年度に東京都が導入し、全国的に普及しつつあります。



身体障がい者マーク

自動車の運転免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている人が自動車に添付します。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。



聴覚障がい者マーク

自動車の運転免許を受けた人で、道路交通法で定める程度の聴覚障がいがあることにより、運転免許に条件がついている人は、自動車に添付することが義務付けられています。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。

3-2. ユニバーサルデザインに関するマーク



マタニティマーク

妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、厚生労働省が定めたマークです。特に妊娠初期は外見からはわからないため、妊産婦がこのマークを身につけることにより、周囲からの配慮を得やすくする目的があります。



ベビーカーマーク

ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道、バスの車両スペースなどに表示されます。

安全な使用方法を守ったうえ、ベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所・設備をあらわしています。



盲導犬マーク

視覚に障がいのある子どもに配慮されたおもちゃについているマークです。手触りや音で違いを識別できるよう工夫がされています。



うさぎマーク

聴覚に障がいのある子どもに配慮されたおもちゃについているマークです。音の強弱の調整ができたり、光、振動、動き、文字、絵等で違いがわかるように工夫がされています。



介護マーク

介護者が介護中である事を表すため、静岡県で考案されたマークです。異性のトイレの介助などで、偏見や誤解を受けるケースも多いため、周囲への理解を得やすくするために作成されました。



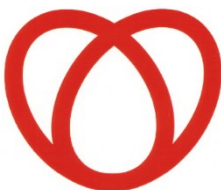
初心者マーク

自動車の運転免許を受けて1年に満たない人は、自動車に添付することが義務付けられています。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。



高齢運転者マーク

自動車の運転免許を受けた人で、70歳以上の人が自動車に添付するように努めることになっています。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。



バリアフリー法シンボルマーク

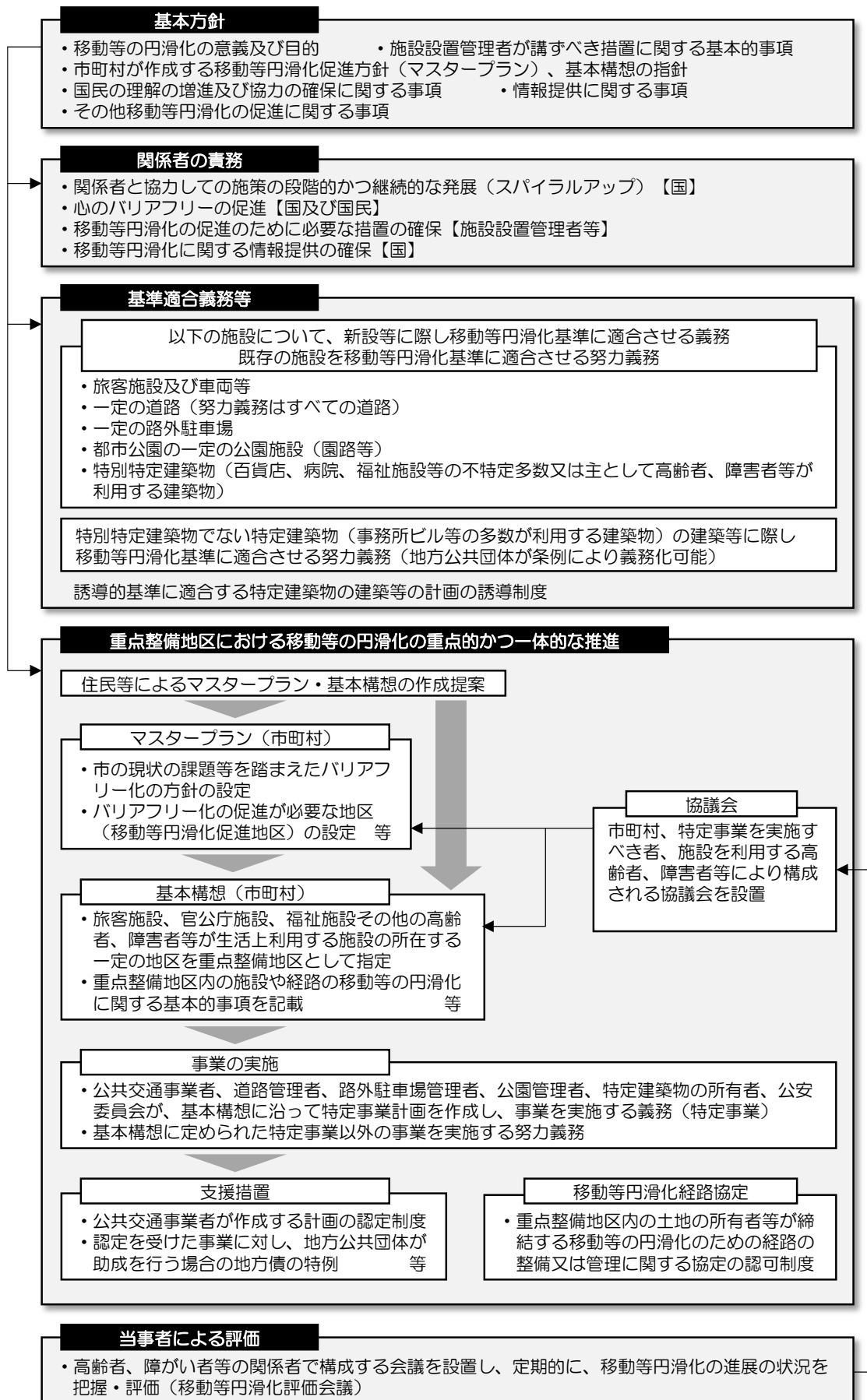
バリアフリー法に基づき、誰にでも利用しやすい施設であることの認定を受けた建築物に表示します。

4. バリアフリー法の概要

バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- ①旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに
- ②駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

法律の構成は大きく分けて、①基本方針、②関係者の責務、③基準適合義務等、④重点整備地区における移動等の円滑化の重点的かつ一体的な推進、⑤当事者による評価の 5 つとなり、それぞれの概要は次頁のとおりです。



5. 基本構想策定の過程

5-1. 会議等の開催状況

| 会議名等 | 開催日等 | 概要 |
|-----------------------|---|--------------------------------------|
| 第1回 庁内検討会 | 令和4(2022)年 2月16日(水) | ・ バリアフリー基本構想の概要説明 ・ 候補地区等の確認 |
| 第1回 御所市バリアフリー推進協議会 | 令和4(2022)年 3月16日(水) | ・ バリアフリー基本構想の概要説明 ・ 候補地区等の確認 |
| 当事者ヒアリング調査 | 令和4(2022)年 5月19日(木) 6月1日(水) | ・ 市域全体の課題把握 ・ 御所駅周辺地区の課題把握 |
| バリアフリーまち歩き点検調査 | 令和4(2022)年 6月1日(水) | ・ 御所駅周辺地区の課題把握 |
| 第2回 庁内検討会 | 令和4(2022)年 8月3日(水) | ・ 調査結果の報告 ・ 基本構想の方針の確認 |
| 事業者協議 | 令和4(2022)年 8月3日(水)～ 9月9日(金) | ・ 事業内容の調整 |
| 第3回 庁内検討会 | 令和4(2022)年 9月30日(金) | ・ 事業者協議結果の報告 ・ 基本構想(素案)の確認 |
| 第2回 御所市バリアフリー推進協議会 | 令和4(2022)年 10月19日(水) | ・ 調査結果、事業者協議結果の報告 ・ 基本構想の方針、素案の確認 |
| パブリックコメント | 令和4(2022)年 12月12日(月)から 令和5(2023)年 1月12日(木)まで | ・ 基本構想(素案)の確認 |
| 第4回 庁内検討会 | 令和5(2023)年 1月26日(木) | ・ パブリックコメント結果の確認 ・ 基本構想(案)の確認 |
| 第3回 御所市バリアフリー推進協議会 | 令和5(2023)年 2月20日(月) | ・ パブリックコメント結果の確認 ・ 基本構想(案)の確認 |

5-2. 推進協議会名簿

| 区分 | 団体・所属名 | 役職 | 氏名 |
|------------------|--------------------------|---------------|-------------------------------|
| 学識経験者 | 畿央大学 健康科学部 人間環境デザイン学科 | 教授 | 三井田 康記 |
| | 畿央大学 健康科学部 人間環境デザイン学科 | 准教授 | 陳 建中 |
| 高齢者団体、 障害者団体等 | 御所市老人クラブ連合会 ※ | 会長 | 上田 善啓(令和3年度) |
| | 御所市身体障害者福祉協会 | 会長 | 岸元 慈 |
| | 御所市手をつなぐ育成会 | 会長 | 岡村 加津枝 |
| | 御所市社会福祉協議会 | 事務局長 | 松井 妃陵枝 |
| 地域住民の 代表 | 御所市自治会連合会 | 会長 | 仲川 哲 |
| 公共交通 事業者 | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 経営企画部 | 担当課長 | 井上 典彦 |
| | 近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部施設部工務課 | 課長 | 高松 靖司 |
| | 奈良交通株式会社 自動車事業部乗合事業部 | 課長 | 西本 多満男 |
| | 奈良県タクシー協会 | 専務理事 | 葛城 滝男 |
| | サワタクシー株式会社 | 取締役 | 澤 博文 |
| 奈良県 公安委員会 | 奈良県警察本部 交通部交通規制課 | 課長 | 今村 浩三(令和3年度) 朝山 昭彦(令和4年度) |
| | 奈良県警察 高田警察署交通課 | 課長 | 笹本 幸次(令和3年度) 吉川 典哲(令和4年度) |
| 関係行政機関 | 近畿地方整備局 奈良国道事務所 管理第二課 | 課長 | 黒松 昭仁 |
| | 近畿運輸局 奈良運輸支局 | 主席運輸企 画専門官 | 中村 洋一 |
| | 奈良県 県土マネジメント部 道路保全課 | 課長 | 松井 謙二(令和3年度) 堀川 善弘(令和4年度) |
| | 奈良県 県土マネジメント部 高田土木事務所 | 所長 | 堀川 善弘(令和3年度) 奥田 幸司(令和4年度) |
| 御所市 | 産業建設部 | 部長 | 波左間 勝也 |
| | 産業建設部 | 参事 | 中田 雅巳 |
| | 教育委員会事務局 | 局長 | 吉田 直美(令和3年度) 竹内 剛(令和4年度) |
| | 健康福祉部 | 部長 | 中井戸 開広(令和3年度) 畦本 英男(令和4年度) |
| | 企画政策部 | 部長 | 三井 秀樹 |
| | 企画政策部 | 参事 | 近藤 善紀 |

※令和4年度は活動を休止

5-3. 御所市バリアフリー推進協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、御所市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 法第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想をいう。
- (2) 施設設置管理者 法第2条第3号に規定する施設設置管理者をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の作成に係る協議に関すること。
- (2) 基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体、障害者団体等の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 公共交通事業者その他の施設設置管理者
- (5) 奈良県公安委員会の職員
- (6) 市及び関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、25人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(意見聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。



御所市 企画政策部 まちづくり推進課
〒639-2298 御所市1番地の3
電話：0745-62-3001 FAX: 0745-62-5425